

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月25日
【事業年度】	第8期(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
【会社名】	株式会社メルカリ
【英訳名】	Mercari, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 山田 進太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03(6804)6907
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 SVP Corporate 横田 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー18F
【電話番号】	03(6804)6907
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 SVP Corporate 横田 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高 (百万円)	12,256	22,071	35,765	51,683	76,275
経常損失() (百万円)	97	2,779	4,741	12,171	19,391
親会社株主に帰属する当期 純損失() (百万円)	348	4,207	7,041	13,764	22,772
包括利益 (百万円)	472	3,978	7,028	14,098	18,981
純資産額 (百万円)	8,395	4,416	54,422	50,936	35,368
総資産額 (百万円)	25,463	54,489	117,752	163,685	198,014
1株当たり純資産額 (円)	35.49	70.15	402.12	337.88	222.78
1株当たり当期純損失 () (円)	3.18	36.65	60.61	94.98	147.86
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	33.0	8.1	46.2	31.1	17.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	9,040	6,351	3,437	7,289	12,533
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	542	936	1,944	2,805	2,653
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	8,145	21,323	63,617	32,200	465
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	23,823	50,863	109,157	130,774	141,008
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	329 (12)	596 (16)	1,140 (43)	1,826 (221)	1,792 (402)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期及び第5期において潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第6期、第7期及び第8期において潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第6期、第7期及び第8期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
6. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高 (百万円)	12,256	21,254	33,424	46,254	58,744
経常利益 (百万円)	3,262	4,469	7,107	7,090	11,550
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	3,011	6,990	8,428	5,046	28,014
資本金 (百万円)	6,286	6,286	34,803	40,110	41,440
発行済株式総数					
普通株式 (株)	6,514,269	6,514,269	135,339,722	150,755,347	156,150,364
A種優先株式 (株)	1,500,000	1,500,000	-	-	-
B種優先株式 (株)	1,611,400	1,611,400	-	-	-
C種優先株式 (株)	1,073,000	1,073,000	-	-	-
D種優先株式 (株)	781,247	781,247	-	-	-
純資産額 (百万円)	13,061	6,071	54,676	60,242	38,884
総資産額 (百万円)	29,171	54,855	115,414	125,742	104,683
1株当たり純資産額 (円)	5.16	55.74	403.99	399.61	249.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円) ()	27.56	60.90	72.55	34.82	181.89
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	44.8	11.1	47.4	47.9	37.1
自己資本利益率 (%)	41.1	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	274 (8)	400 (11)	756 (28)	1,178 (174)	1,090 (277)
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%) ()	- (-)	- (-)	- (-)	63.0 (91.8)	73.4 (94.6)
最高株価 (円)	-	-	6,000	4,975	3,530
最低株価 (円)	-	-	4,165	1,704	1,557

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第4期及び第5期において潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第5期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第6期、第7期及び第8期において潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

3. 第5期、第6期、第7期及び第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第4期及び第5期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第6期、第7期及び第8期は当期純損失であるため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

7. 株主からの取得請求権行使に基づき、2017年7月2日付でA種優先株式1,500,000株、B種優先株式1,611,400株、C種優先株式1,073,000株、D種優先株式781,247株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ1,500,000株、1,611,400株、1,073,000株、781,247株交付しております。また、2017

年6月22日開催の取締役会決議により、2017年7月2日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。なお、当社は2017年9月29日開催の定時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

8. 2017年9月14日開催の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
9. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2018年6月19日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
10. 当社株式は、2018年6月19日付で東京証券取引所マザーズに上場しているため、株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は第7期以降に記載しております。

2【沿革】

年月	概要
2013年2月	東京都港区六本木において、資本金20百万円で株式会社ソウゾウを設立
2013年7月	C toC マーケットプレイス「メルカリ」の提供を開始
2013年11月	社名を株式会社メルカリに変更
2014年1月	米国子会社Mercari, Inc.を設立
2014年4月	カスタマーサポートセンターを宮城県仙台市青葉区に設立
2014年9月	米国子会社Mercari, Inc.がC toC マーケットプレイス「Mercari」の提供を開始
2014年10月	C toC マーケットプレイス「メルカリ」(日本)において商品代金に応じた手数料の徴収を開始
2015年4月	配送サービス「らくらくメルカリ便」開始
2015年9月	国内子会社株式会社ソウゾウを設立
2015年11月	英国子会社Mercari Europe Ltd.を設立
2016年3月	クラシファイドアプリ「メルカリ アッテ」の提供を開始
2016年4月	英国子会社Merpay Ltd.を設立
2016年10月	C toC マーケットプレイス「Mercari」(米国)において商品代金に応じた手数料の徴収を開始
2017年2月	ザワット株式会社を100%子会社化 カスタマーサポートセンターを福岡県福岡市博多区に設立
2017年3月	英国子会社Mercari Europe Ltd.がC toC マーケットプレイス「Mercari」の提供を開始
2017年4月	配送サービス「大型らくらくメルカリ便」開始
2017年5月	本・CD・DVD等に特化したC toC マーケットプレイス「メルカリ カウル」の提供を開始 国内子会社ザワット株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅
2017年6月	配送サービス「ゆうゆうメルカリ便」開始
2017年7月	ライブ動画配信機能「メルカリチャンネル」開始
2017年8月	ブランド品に特化したC toC マーケットプレイス「メルカリ メゾンス」の提供を開始
2017年11月	国内子会社株式会社メルペイを設立 即時買取サービス「メルカリNOW」開始
2018年2月	福岡県福岡市にてシェアサイクルサービス「メルチャリ」の提供を開始
2018年4月	スキルシェアサービス「teacha」の提供を開始
2018年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2018年7月	国内子会社株式会社メルペイコネクトを設立
2018年11月	マイケル株式会社を100%子会社化
2019年2月	国内子会社株式会社メルペイがスマホ決済サービス「メルペイ」の提供を開始
2019年6月	株式会社メルペイが株式会社メルペイコネクトを吸収合併 英国子会社Mercari Europe Ltd.は解散決議により、清算手続きを開始
2019年7月	英国子会社Merpay Ltd.の全株式を譲渡 国内子会社株式会社ソウゾウを解散決議により、清算手続きを開始
2019年8月	株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの61.6%の株式を取得し子会社化
2020年2月	国内子会社株式会社メルペイが株式会社Origamiの株式を取得し孫会社化 株式会社NTTドコモとの業務提携を開始
2020年6月	国内子会社マイケル株式会社の全株式を譲渡

3【事業の内容】

ミッション

当社グループのミッションは、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」ことです。

当社は、スマートフォンやソーシャルメディアの普及により、個人がスマートフォンを通じてモノの売買や情報発信を行えるようになったことを追い風に、スマートフォン上で不要品を簡単に売買できるフリマアプリ「メルカリ」を提供しています。当社グループは、モノなどの資産を有する出品者とそれに価値を見出す購入者を結び、簡単で、楽しく、安全なC toCマーケットプレイスを提供することにより、循環型社会を実現していきます。

サービス概要

当社が運営する「メルカリ」はスマートフォンに特化した個人間取引(C toC)のためのマーケットプレイスであり、誰でもスマートフォン上で簡単・手軽に不要品を売買できるという今までになかったユニークなユーザ体験を提供しています。

従来型の店舗における中古品売買は、来店に時間を要する、取り扱い商品が限定的である、買取業者が仲介するため売手と買手の双方にとって価格が不透明である等の課題がありました。また、インターネットオークションを利用した中古品売買も、出品が煩雑で難しい、入札プロセスに時間がかかるといった課題がありました。

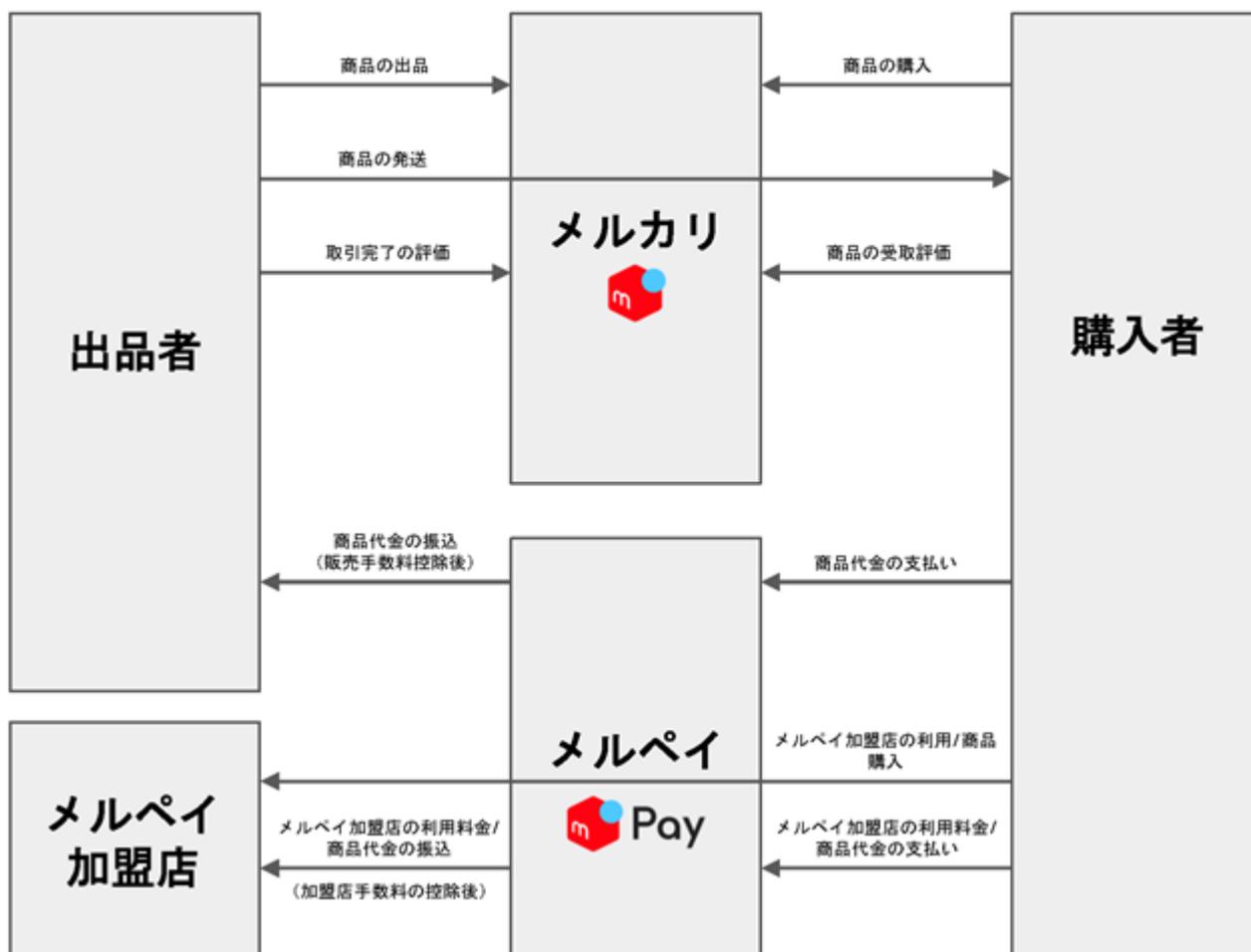
「メルカリ」では、スマートフォンから誰でも簡単に商品を出品・購入することができます。また、配送業者やコンビニエンスストアとの提携により、簡便かつ手頃な価格の配送オプションを提供しています。更に、出品者・購入者共に個人が中心であるため、誰でも手軽に不要品を販売してお金に換える楽しみや、ユニークな中古品を探す「宝探し」感覚での買物を体験することができます。

当社グループが運営するサービス

当社グループは主に当社と連結子会社であるMercari, Inc. (米国)、株式会社メルペイ、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーで構成されております(2020年6月30日時点)。また、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(注) 2020年6月30日において、マイケル株式会社の全株式を譲渡しております。

[事業系統図]



(注) 販売手数料は商品代金の10%であり、販売手数料が当社グループの売上高として計上されます。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) Mercari, Inc. (注)1	米国カリフォルニア州パロアルト市	463,511千米ドル	米国におけるC toCマーケットプレイス「Mercari」の企画・開発・運営	100.0	役員の兼任2名、開発業務の受託、ロイヤリティーの受取
株式会社メルペイ	東京都港区	100百万円	資金移動業等の金融関連事業の企画・開発・運営	100.0	役員の兼任2名 業務の委託 資金の援助
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー(注)3	茨城県鹿嶋市	1,570百万円	1.プロサッカー球団鹿島アントラーズの運営 2.サッカー競技及びその他のスポーツ競技会等各種催し物の企画・運営 3.サッカー競技場等のスポーツ施設の運営等	71.1	役員の兼任1名 広告取引 資金の援助
その他1社					

(注)1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 2019年7月30日に開催された取締役会において、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの発行済株式61.6%を取得することを決議し、2019年8月30日より連結子会社化しております。なお、企業結合日後、株式を追加取得し当連結会計年度末における議決権比率は71.1%であります。

4. 2020年5月26日に開催された取締役会において、マイケル株式会社の全株式を譲渡することを決議し、同年6月30日に実施いたしました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年6月30日現在

従業員数(人)
1,792 (402)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
3. 従業員数が当連結会計年度中において34名減少しておりますが、これは主に自己都合退職によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,090 (277)	32.4	2.2	8,206

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数が当期中において88名減少しておりますが、これは主に自己都合退職によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「新たな価値を生みだす世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションに掲げ、スマートフォンにおいて個人間で簡単に不要品を売買できるC to Cマーケットプレイス「メルカリ」等のサービスを提供しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、日本及び米国で事業展開をしており、各地域によって成長ステージが異なっております。そのため、流通総額及び売上高の成長を通じて企業価値の向上を図って参ります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、以下の強みを背景に中長期的な経営戦略を立案しております。

当社グループの強み

中古品市場の拡大をけん引するC to Cマーケットプレイスのパイオニア

当社グループは、使いやすく楽しく、かつ安全・安心なC to Cマーケットプレイスの提供を通じて、フリマアプリ市場を作り上げ、これによりオフライン店舗やインターネットオークションに限定されない日本の中古品市場全体の拡大をけん引して参りました。2019年に行った当社調査によれば、フリマアプリ及びオークションサイトの利用経験者のうち当社サービスの利用者数が最も多く、他社のサービスを上回る支持を獲得しております。当社グループは、このようなC to Cマーケットプレイスのパイオニアとしての圧倒的なポジショニングを活用することで、上記の中古品市場の高い市場成長を享受できる立場にあると自負しております。

更に、米国をはじめとする海外においても、個人による中古品売買のニーズは高く、「メルカリ」を通じて中古品市場の成長に貢献して参ります。

エンゲージメントの高いユーザ基盤及びこれを通じて得られる高付加価値のデータ

出品者・購入者双方に楽しく夢中になれるユーザ体験を提供することで、「メルカリ」は高いユーザエンゲージメントを実現しております。「メルカリ」の登録MAUは2020年6月期第4四半期において17.4百万人であり、2019年に実施した当社調査によれば、フリマアプリ及びオークションサイト4社のうち、売れやすさ、使いやすさの利用満足度において、当社サービスの満足度が最も高くなっております。当社は、上記のような高いエンゲージメントを誇るユーザ基盤を通じて、ユーザの取引情報やユーザ間における取引評価情報等、利用価値の高いデータを大量に収集することができます。これらのデータを有効活用することで、既存のサービスのユーザ体験の向上や、今後の成長に資する新規サービスの開発につなげることができると考えて、広範なユーザデータとAI技術を活用していくことで、購入者の嗜好にあわせた商品の提案等による購入転換率の向上、売れやすい出品価格の提案等による出品転換率の向上、カスタマーサポートの効率化等の実現に取り組んでおります。

(注)登録MAUは「登録Monthly Active User」の略であり、「メルカリ」に登録しているユーザのうち、1ヶ月に一度以上「メルカリ」を利用したユーザを集計しております。また、登録MAUの四半期平均を記載しております。

C to C特有のネットワーク効果による高いロイヤルティの獲得

C to Cマーケットプレイスである「メルカリ」は、ネットワーク効果が強く働くサービスです。すなわち、出品者・出品数が増えれば、購入したい商品が増えるため購入者・購入数が増加し、これにより商品の流動性が高まり、更に出品者・出品数が増加していきます。更に「メルカリ」では、多くの出品者・購入者が高い頻度でサービスを利用しており、ネットワーク効果による自走的成長が促進されています。また、商品を販売して得た売上金をもとに別の商品の購入が可能となつて、「メルカリ」で商品を販売した出品者が次の購入者となることが促進されています。その結果、ユーザの大部分は、出品者と購入者の双方として「メルカリ」を利用しています。このようなネットワーク効果による出品者や購入者からの高いロイヤルティ獲得につながり、リピートユーザによる継続的な取引への参加が流通総額の成長に大きく貢献しています。更に、ユーザの過去の取引評価の蓄積により、他のユーザが安心して取引を行うことができるとともに、ユーザ獲得競争において他の競合サービスへの流出を抑制する効果を有しています。

高い収益性を実現するビジネスモデル

当社グループは、日本事業において既に高い収益性を実現しています。この背景は、一定の事業規模に達するとその後の更なる事業規模拡大に際してコストを適切に管理できるというビジネスモデルにあります。具体的には、当社のコスト構造の相当の割合は広告宣伝費により構成されていますが、一般的にモバイルアプリの初期成長段階では売上高に占める広告宣伝費の割合は高くなるものの、ユーザ基盤が拡大し安定するにつれて広告宣伝費の比率を抑えることが可能になります。当初は、オンライン広告やTVCMを通じて市場プレゼンスの拡大を図ったため、広告宣伝費が収益を圧迫し、当社単体ベースで営業損失を計上しました。しかし、日本市場での規模拡大に伴い、コスト効率を向上させながら売上高の急速な成長を実現したことで、当社単体ベースでは採算性を確立しております。米国メルカリ事業及びメルペイ事業への先行投資に伴い、2020年6月期は引き続き連結ベースで営業損失を計上しましたが、今後も、事業の拡大、採算性確保に向けて取り組んで参ります。

イノベーションを推進する経営陣及び企業文化

創業者で代表取締役CEO（社長）である山田進太郎が率いる当社グループの経営陣は、ソーシャルゲームなどの革新的なスタートアップ企業の創設者や経営幹部としての経験、豊富なエンジニアリング経験等を有する多くの起業家により構成されています。当社グループの経営陣は、ソーシャルメディアやモバイルサービスにおいてユーザのエンゲージメントを高め、収益化し、規模を拡大させることに関する豊富な経験を有しています。

当社グループの成功は、当社グループのエンジニアやその他のプロフェッショナル人材の質の高さにも起因しています。これは、当社グループの採用と継続雇用に対する投資や、「Go Bold」、「All for One」、「Be a Pro」の3つの行動指針（バリュー）を尊重する企業文化を反映しています。当社グループは、日本及び米国それぞれの現地チームにおいて、経営陣及びその他の主要なプロフェッショナル人材の戦略的な拡大を継続しています。

当社の具体的な経営戦略

国内メルカリ事業/メルペイ事業/米国メルカリ事業の3本柱に経営資源を集中し、ミッション達成にむけた基盤をさらに強固とすることを当面のゴールと定め、グロースを最優先した投資を継続して参ります。

国内メルカリ事業：出品の拡大による更なる成長

2020年6月期第4四半期登録MAU17.4百万人に対し、2019年4月に株式会社電通マクロミルインサイトが実施した調査に基づく分析によれば、「メルカリ」の認知と出品意向はあるが未出品のお客様はおよそ36百万人いると試算されています。この潜在出品顧客に訴求した出品者増加に向けた取り組みを、「メルカリ」の更なる成長のために実施して参ります。

・AIテクノロジーを活用した圧倒的なユーザ体験

例えば、出品予定の商品を撮影するだけでAIによって売れ筋の価格帯が分かる、購入データを出品の際に利用できることでスムーズに出品ができるなど、AIテクノロジーやデータ連携によるUXの向上は出品者拡大施策の1つです。テクノロジーを活用してユーザ体験をより便利に、より快適にし続けることは差別化の源泉であると考えています。

・一次流通、二次流通の連携による新しい売買体験

一次流通企業が保有する商品データ等と、当社が保有する二次流通データを連携することで、商品の検索、比較、出品時の情報入力等がより簡易化するほか、1次流通への購入導線の設置など、よりスムーズでシームレスな売買体験の創造につながると考えています。

・リアルタッチポイントの強化

もう一つの出品者拡大施策は、顧客層とのリアルタッチポイントの強化です。「メルカリ」の利用経験の無いあるいは少ないお客様に対する「メルカリ」の使い方等に関する講習会や、梱包・発送場所の増加などのオフラインUXの進化など様々なオフライン施策を活発化することで、潜在出品顧客の取り込みを狙います。

メルペイ事業：キャッシュレス市場で確固たるポジション獲得

多くの決済サービスがひしめくキャッシュレス市場の勃興期において、「メルペイ」はそのポジションを確固たるものにするべく、お客様及び加盟店の拡大への先行投資と、「メルカリ」とのシナジー創出に特に注力して参ります。

・また、三井住友カード株式会社が提供を行っている非接触型決済サービス「iD」、株式会社ジェーシーピーが推進を行っているコード決済基盤「Smart Code」等とのサービス間連携により、「メルペイ」が利用可能な加盟店を拡大しております。

・「メルカリ」とのシナジーを最大化しメルカリエコシステムを構築

「メルペイ」のスマート払い・与信の増大により「メルカリ」でのお客様の出品や購買意欲が向上、「メルカリ」での売上金の増加により「メルペイ」で使える残高が増える、といった「メルカリ」と「メルペイ」間

のシナジーは、キャッシュレス市場における「メルペイ」の大きな特長であると考えています。今後も「メルカリ」と「メルペイ」で相互に高め合うエコシステムの構築を進めて参ります。

米国メルカリ事業：簡単で安全なサービスとしての差別化による成長拡大

買うこと、売ることにより簡単に、安全に行うことができる取り組みを、米国メルカリ事業の更なる成長に向けて行ってまいります。また、ブランド認知向上や外部コミュニティとの連携強化等により、マーケティングコストの適正化など、利益の改善にも同時に取り組んで参ります。

・「売ること」を「買うこと」より簡単に、安全に

米国の「Mercari」では「売ること」を「買うこと」より簡単にすべく、売上金の引き出しが数分で可能な「Instant Pay」や、梱包や配送の簡略化、適正価格提案などの出品者向けの機能拡充に一層注力して参ります。

(4) 会社の対処すべき課題

サービスの安全性及び健全性の確保

Eコマースサービスやソーシャルメディア等の普及につれて、インターネット上のサービスの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりを見せております。当社グループは、安全・安心な取引の場を提供するため、サービスの安全性・健全性確保を最重要課題として、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等に継続的に取り組んで参ります。

人材の育成

サービスのグローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、人材の育成は重要な課題と認識しております。従業員が高いモチベーションをもって働けるよう、育成の仕組みや人事制度の整備、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンの推進等を積極的に進めて参ります。

技術力の強化

当社グループはインターネット上でサービスを提供しており、サービス提供に係るシステムを安定的に稼働させることが事業運営上重要であると認識しております。出品数の増加に伴うアクセス数の増加を考慮したサーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散等、継続的にシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

また、先端技術への投資に注力し、更なるユーザ体験の向上に取り組んで参ります。例えば、過去の取引履歴や評価情報等の膨大なデータを元にしたAIや機械学習技術の活用により、サービスの利便性向上や、安全性及び健全性の維持・強化を推進して参ります。更に、自動翻訳による異なる言語間での取引の推進や、ブロックチェーン、VR/AR、量子コンピュータ、IoT（モノのインターネット）などの先端技術への投資を行う等、技術力の強化に向けて取り組んで参ります。

海外展開への対応

当社グループは世界中の人々の消費行動の変化を背景とした中古品市場の拡大に対応し、投資の規律を意識しつつも積極的に海外展開を図っていく方針であります。

2014年1月に米国に設立した連結子会社Mercari, Inc.においては、当社グループが保有するノウハウの移管を推し進め、ユーザの獲得を進めて参ります。これまで日本で蓄積したプロダクトとマーケティングのノウハウを活かしながら、現地のユーザ特性とニーズにあわせてサービスをカスタマイズし、まずはユーザ数の拡大を目指していく方針であります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針として定め、ステークホルダーのみなさまの信頼に応えるべく、今後もこの基本方針のもと、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長、発展に努めていく方針であります。

内部管理体制の拡充並びにコンプライアンスの徹底

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、当社グループの成長に見合った人材の確保、育成及びコンプライアンスの徹底を重要な課題と考えております。内部監査、法務、財務、経理等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社員に対する継続的な啓蒙活動及び研修活動を行うことで、更なる内部管理体制の強化を図ると共に、コンプライアンスの徹底に努めて参ります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社の財政状態、経営成績等を与える影響の内容につきましては、合理的に予見することが困難であるものについては具体的には記載しておりません。なお、当社はリスク管理（リスクの特定、評価、対応策の策定）の実施により、以下のリスクに対してその発生可能性を一定水準まで低減していると考えております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（1）事業環境に関するリスク

業界の成長性について

当社グループは、個人間で簡単かつ安全に不要品を売買できるC toCマーケットプレイス「メルカリ」を展開しております。近年の中古品市場の世界的な広がり、また、スマートフォンの高機能化及び普及拡大、Eコマース市場の拡大等を背景として、当社グループが展開するC toCマーケットプレイス「メルカリ」の流通総額、ユーザ数等は順調に拡大を続けており、今後もこの傾向は継続するものと認識しております。

また株式会社メルペイでは「メルカリ」アプリを通じてスマートフォン決済である「メルペイ」を提供しております。最近のキャッシュレス決済市場の拡大を受けて、「メルペイ」の決済総額、ユーザアカウント数などについては順調に拡大しています。

しかしながら、中古品市場やEコマースを制限するような法規制、景気動向、個人の嗜好等の変化等により、当該市場の成長が鈍化し、それに伴い当社グループの売上の大部分を占めるC toCマーケットプレイス「メルカリ」全体の流通総額や当社グループが注力する商品カテゴリーの流通総額が順調に拡大しない場合、これらの要因によりユーザ離れが生じ、当社グループのビジネスモデルを長期的に維持できない場合、又は「メルペイ」等の当社グループが提供するC toCマーケットプレイス「メルカリ」以外のサービスが順調に成長しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

現在、多くの企業がスマートフォンを利用したC toCサービスに参入しており、商品カテゴリーやサービス形態も多岐に渡っております。また、インターネットオークションやリサイクルショップも存在しており、中古品市場の競争環境は厳しさを増しております。更に、決済・金融関連事業についても、電子決済サービス、及び電子決済サービスに関連するサービスを提供する複数の競合他社が存在しております。

当社グループは、今後とも顧客ニーズへの対応を図り、サービスの充実に結び付けていく方針ではありますが、これらの取り組みが予測通りの成果をあげられない場合や、より魅力的・画期的なサービスやより競争力のある条件でサービスを提供する競合他社の出現等が、当社グループが提供するサービスからのユーザ離れ、出品の減少、手数料水準の低下等につながる場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループが展開するC toCマーケットプレイス「メルカリ」においては、出品者が商品を販売して得られる売上金でポイントを購入し、当該ポイントで商品を購入することを可能としています。そのため、株式会社メルペイは、資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）の第三者型前払式支払手段の発行者としての登録、及び資金決済法上の資金移動業者として登録を受けており、関連法、関連政令、内閣府令等の関連法令を遵守して業務を行っております。なお、現状において取消事由となるような事象は発生しておりません。

当社グループが提供する「メルペイ」においては購入者にマンスリークリア取引である「メルペイスマート払い」を提供しています。そのため、株式会社メルペイでは割賦販売法（以下、「割賦法」という。）のクレジットカード番号等取扱契約締結事業者としての登録を行っており、関連法、関連政令、経済産業省令等の関連法令を遵守して業務を行っております。なお、現状において取消事由となるような事象は発生しておりません。

米国においては、決済関連の規制対応のため、必要とされる州においてMoney Transmitter Licenseの申請を行っており、全ての州において既に取得が完了しております。

当社グループは、税務当局を含む規制当局の動向及び既存の法規制の改正動向等を踏まえ、適切に対応しておりますが、かかる動向をすべて事前に正確に予測することは不可能又は著しく困難な場合もあり、当社グループがこれに適時かつ適切に対応できない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性

があります。当社グループが、これらの法規制等に抵触しているとして何らかの行政処分を受けた場合、及び新たな法規制の適用又は規制当局の対応の重要な変更等により、当社グループが展開するC toCマーケットプレイス「メルカリ」の運営又はその他の既存若しくは新規の事業展開に何らかの制約が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等について

大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発・運用業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限、配送網の分断、混乱等の不測の事態が発生した場合には、当社グループによるサービス提供に支障が生じる可能性があります。ひいては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社グループの従業員や取引先で感染者が発生することで、開発・運用業務が遅延するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクの発生時期や発生可能性は不明であるものの、感染拡大防止の取組みとして、リモートワーク(在宅勤務)の積極的な活用や時差出勤の推奨、オフィス入室時の検温による健康状態の確認、会議室における座席間隔の確保等の施策を実施しています。

(2) 事業に関するリスク

サービスの健全性の維持について

当社グループが展開するサービスは、取引の場であるプラットフォームを提供することをその基本的性質としております。このため、当社グループでは、プラットフォームの健全性確保のため、サービス内における禁止事項を明記するとともに、監視・通報制度の整備やブランド等の権利者との連携等により、偽造品その他の出品禁止物の排除に努めております。また、当社グループは、ユーザとの関係で売買契約又は役務提供契約の当事者とはならず、また、サービスの利用規約においても、ユーザ間で生じたトラブルについて、当社グループは責任を負わず、当事者間で解決すべきことを定めております。

しかしながら、当社グループのサービスにおいて、第三者の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利を侵害する行為、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合や、サービス内の不適切な行為を取り締まることができないことにより、プラットフォームの安全性及び健全性が確保できない場合には、当社グループ又は当社グループが提供するサービスに対する信頼性が低下し、ユーザ離れにつながる可能性があります。更に、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社グループもプラットフォームを提供する者としての責任を問われた場合、当社グループの企業イメージ、信頼性の毀損、ひいては当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外展開に関するリスク

当社グループは、収益機会の拡大に向けて米国でもC to Cマーケットプレイス「Mercari」を展開しており、今後とも海外展開の強化を図っていく予定であります。

なお、海外展開にあたっては、広告宣伝費や人件費等の投資を今後も相当規模で行う可能性があります。また、言語、地理的要因、法制・税制を含む各種規制、経済的・政治的不安、文化・ユーザの嗜好・商慣習の違い、為替変動等の様々な潜在的リスク、事業展開に必要な人材の確保の困難性、及び展開国において競争力を有する競合他社との競争リスクが存在します。当社グループがこのようなリスクに対処できない場合、当社グループの海外展開に影響を及ぼす可能性があります。

システムについて

当社グループが展開するC to Cマーケットプレイス「メルカリ」の利用に際しては、ユーザのインターネット及びモバイルネットワークへのアクセス環境が不可欠であると共に、当社グループのITシステムも重要となります。

当社グループは、システムトラブルの発生可能性を低減するために、安定的運用のためのシステム強化、セキュリティ強化を徹底しており、万が一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できる体制を整えております。

しかしながら、システムへの一時的な過負荷や電力供給の停止、ソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な要因によってシステムがダウンした場合や、当社グループのシステム外でユーザのアクセス環境に悪影響を及ぼす事象が発生した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、サービスの安定稼働及び事業成長のために、継続的にシステムインフラ等への設備投資が必要となります。当社グループの想定を上回る急激なユーザ又はトラフィックの拡大や、セキュリティ強化その他の要因によるシステム対応強化が必要となった場合、追加投資等を行う可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等の可能性について

ユーザによる違法行為やトラブル、第三者の権利侵害があった場合等には、当社グループに対してユーザその他の第三者から訴訟その他の請求を提起される可能性があります。

一方、当社グループが第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合には、訴訟等による当社グループの権利保護のために多大な費用を要する可能性もあります。

このような場合には、その訴訟等の内容又は請求額によっては、当社グループの事業、業績、財政状態並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に関するリスク

当社グループは、当社グループが運営する事業に関する知的財産権の取得に努め、当社グループが使用する商標・技術・コンテンツ等についての保護を図っておりますが、当社グループの知的財産権が第三者の侵害から保護されない場合、又は知的財産権の保護のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが使用する技術・コンテンツについて、知的財産権の侵害を主張され、当該主張に対する防御又は紛争の解決のための費用又は損失が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業基盤の拡充について

当社グループは、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するため、メルカリIDにより統合された当社グループのエコシステムの構築を含め、事業基盤の拡充や新規事業に取り組んでいく方針であります。今後も新規サービスの開始や第三者のサービスの導入等を行う可能性があります。エコシステムの構想ははまだ初期段階であり、競合するサービスとの競争、収益性、規制上のリスク、オペレーションへの負荷、レピュテーションへの影響等、不確定要素が多く存在するため、当社グループの想定通りにエコシステム構築が進捗しない可能性や、当社グループがエコシステムを構築した場合にもエコシステムから十分な利益を得ることができない可能性があります。

また、株式会社メルペイでは資金移動業者登録を行っており、金融関連事業の更なる展開を検討しておりますが、今後提供するサービスの内容や性質等に応じたリスクが発生する可能性があります。

事業基盤の拡充や新規事業展開については、既存サービスとのシナジーやリスク等について企画及び開発段階において十分な検討を行うことによりリスク低減を図る方針であります。また、これら事業基盤の拡充及び新規事業展開に際しては、M&A、ジョイント・ベンチャー、資本業務提携及び投資活動も有効な手段であるものと認識しており、今後も検討を実施していく方針であります。

一方、事業基盤の拡充や新規事業展開においては、不確定要素が多く存在することから、当社グループがこれらを実施する場合には、当社グループの想定通りに進捗しない、期待するシナジーが得られない又は法的若しくは事業上の新たなリスク要因が発生する等の可能性があります。また、想定外の費用・のれんの減損等の負担や損失計上が発生し又はこれらの取り組みに付随した追加投資が必要となる可能性があります。更に、M&A等については、デュー・ディリジェンスの限界等から想定外の事象が発生するリスクを有しており、これらに起因して当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第三者への依存について

当社グループは、ユーザにスマートフォン向けアプリを提供していることから、Apple Inc.及びGoogle Inc.が運営するプラットフォームを通じてアプリを提供することが現段階の当社グループの事業にとって重要な前提条件となっております。また、当社グループは、ユーザの決済手段として、クレジットカード決済、コンビニ決済、ATM決済等の外部の事業者が提供するサービスを導入しています。したがって、これらの事業者の動向、事業戦略及び当社グループとの関係等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは商品の配送についてヤマト運輸株式会社や日本郵便株式会社等の配送業者に依存していることから、今後これらの配送業者について取引条件の変更、事業方針等の見直し及び配送状況の変化等があった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

決済・金融関連事業について

決済・金融関連事業について、今後、規制要件等の遵守のために多額の費用を要する、又は規制要件の追加等により当社グループ事業に影響を及ぼすリスクが生じる可能性があります。

当社グループは、サービスや決済・金融関連事業が発展する過程で日本国内外において、送金、決済、電子商取引、マネーロンダリング、本人確認及びテロファイナンス防止、割賦販売、貸金等の様々な法令の対象となる可能性があります。社内体制整備がサービスの成長速度に追いつかない等の理由により、万一、そうした法律又は規制上の義務に違反していることが判明した場合、罰金その他処罰又は業務停止命令等の制裁を受けたり、サービス変更を余儀なくされたりする可能性があり、いずれの場合にも当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

さらに、モバイル決済サービスやその他の決済・金融関連事業に関して、以下を含む様々な追加リスクが生じる可能性があります。

- a. 不正取引や取引の失敗への対応・顧客対応・委託先管理等に係る運用費・管理コストの増加
- b. 既存の決済処理サービス提供会社との関係に与える影響
- c. インフラ構築に伴う資本コストの増加
- d. ユーザ、プラットフォーム提携先、従業員又は第三者による潜在的な不正や違法行為
- e. 顧客の個人情報の漏えい、収集した情報の利用及び安全性に関する懸念
- f. 決済処理のための顧客資金の入金額に対する制限

g . 開示・報告義務の追加

(3) 会社組織に関するリスク

人材に関するリスク

当社グループは、当社グループ全体の事業戦略の立案及び実行について、当社グループの経営陣に相当程度依存しており、かかる経営陣が欠けた場合には当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが今後とも企業規模を拡大し社会に求められるサービスを提供していくためには、スマートフォンのアプリ開発、設計等に関する技術的な専門性を有する人材をはじめ、コーポレート部門やカスタマーサポート部門においても、当社グループの理念に共感し高い意欲を持った優秀な人材を確保することが必要不可欠であります。また、海外展開においては、現地の市場動向・ビジネスに精通した人材を確保していく必要があります。

当社グループは、規模拡大やサービス向上に必要な優秀な人材の確保のため、今後も必要に応じて採用活動を行っていく予定ではありますが、人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、想定通りの採用が進まない等優秀な人材の獲得が困難となる場合や、現在在職する人材の社外への流出が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事業体制及び内部管理体制について

当社は2013年2月に設立され、未だ社歴が浅く成長途上にあり、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、当社グループの事業体制及び内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。事業規模に適した事業体制及び内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは法令に基づき財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築し、運用しておりますが、当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、また、将来にわたって常に有効な内部統制システムを構築及び運用できる保証はありません。更に、内部統制システムに本質的に内在する固有の限界があるため、今後、当社グループの財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響が及ぶ可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループはC to Cマーケットプレイス「メルカリ」のサービス展開にあたって、住所、氏名、電話番号等の利用者個人を特定できる情報を取得しております。これらの個人情報については、個人情報保護方針に基づき適切に管理するとともに、社内規程として個人情報保護規程を定め、社内教育の徹底と管理体制の構築を行っております。

当社グループは、利用者のプライバシー及び個人情報の保護に最大限の注意を払い、適切な情報管理を行っておりますが、何らかの理由で利用者のプライバシー又は個人情報が漏えいする可能性や不正アクセス等による情報の外部への漏えい又はこれらに伴う悪用等の可能性は皆無とは言えず、そのような事態が発生した場合には、当社グループの事業、業績、財政状態並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが事業を運営する各法域における利用者のプライバシー及び個人情報の保護に係る法規制に改正等があった場合にも、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営成績及び財政状態等について

社歴が浅いことについて

当社は2013年2月に設立されており、設立後の経過期間は7年程度と社歴の浅い会社であります。また、過年度の連結業績については、事業立ち上げ段階であったことや米国での赤字計上等により親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、将来連結ベースでの黒字化を適時に達成できる保証はありません。また、当社グループは急速な成長過程にあるため、過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならない可能性があります。

また、流通総額、登録MAUその他の指標については、当社グループ内において合理的と考える方法により算定したものであり、他社との比較可能性が必ずしもあるとは限らないことに加えて、上記のような事情から過去の数値が今後の動向を判断する十分な材料とはならない可能性があります。

継続的な投資について

当社グループは、継続的な成長のため、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのユーザを獲得し、また既存のユーザを維持していくことが必要であると考え、会社設立以降積極的に広告宣伝等に投資してきており、今後も継続して国内外における広告宣伝等を進めていく方針であります。

しかしながら、広告宣伝効果が十分に得られない場合やコスト上昇等が生じた場合、投資が想定よりも長期に及ぶことにより計画通りの収益が得られない場合等には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外連結子会社の業績について

当社グループは、2014年1月に米国にて連結子会社であるMercari, Inc.を設立し、米国にてC toCマーケットプレイス「Mercari」を運営しております。米国においては、2014年9月にサービスを開始し、2016年10月に商品の購入代金に応じた手数料の徴収を開始いたしました。

有料化後も、サービスの更なる発展やユーザ層の拡大のための投資により、一定期間においては赤字計上の継続を想定しておりますが、想定通りに事業拡大が進捗せず、継続的な広告宣伝費用や追加投資その他の負担により赤字計上が想定よりも長期に及ぶ若しくは拡大する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼし、短期的な連結業績における損失計上額が拡大する可能性があります。

配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(5) その他

株式の追加発行等による株式価値の希薄化について

当社グループは取締役、監査役及び従業員に対し、中長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権及び譲渡制限株式ユニット(RSU)の付与を行っております。また、上記の制度は、優秀な人材を採用するために利用する可能性があります。これらの新株予約権の権利行使及び譲渡制限株式ユニット(RSU)に係る新株式の発行が行われた場合には、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性がありますとともに、かかる株式が一度に大量に市場へ流入することとなった場合には、適切な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。なお、当連結会計年度末において、これらの新株予約権及び譲渡制限株式ユニット(RSU)に係る潜在株式数は7,476,373株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計163,626,737株の4.57%に相当します。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当社グループは、メルカリ日本事業・メルペイ事業・メルカリ米国事業の3本柱を確立するため、当連結会計年度を勝負の年として位置づけ、ミッション達成にむけた強固な基盤の構築を進めております。

メルカリ日本事業では中長期での継続的な成長を図るため、特に出品と購入のバランスの最適化に注力していることに加え、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の拡大の影響もあり、ユーザ数の増加及び一人あたりの利用金額が増加しております。これらの結果、「メルカリ」の日本国内流通総額（注1）は下期から成長率が再加速し、当連結会計年度において6,259億円となり、前年同期比で1,356億円増加しております。

当社グループでは、「メルカリ」で培った技術力と膨大な顧客・情報基盤をもとに、スマホ決済サービス「メルペイ」の提供を2019年2月に開始しました。メルペイは「日常で使われる決済」を目指し、お客様及び加盟店の獲得を行うとともに、与信事業や業務提携を進め、信用を軸にした新たなエコシステムの構築により、収益性改善に向けた取り組みを行っております。これらの結果、「メルペイ」の利用者数は700万人（注2）を超え、順調に増加しております。

米国ではC toCマーケットプレイス「Mercari」の拡大に向けて、ブランディング及びグロースを求めたマーケティングキャンペーン強化及びお客様の多種多様なニーズに応えるために、出品および配送の最適化を行っております。また、メルカリ日本事業と同様に、COVID-19の拡大の影響もあり、ユーザ数の増加及び一人あたりの利用金額が増加しております。これらの結果、米国内流通総額は当連結会計年度において736億円（為替レートについては、期中平均為替レート108.16円にて換算）となり、前年同期比で334億円増加しております。また、目標としていた月間流通総額100million USDを第4四半期において達成することが出来ました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高76,275百万円（前年同期比47.6%増）、広告宣伝費や人件費の増加等に伴い営業損失19,308百万円（前年同期は12,149百万円の損失）、経常損失19,391百万円（前年同期は12,171百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失22,772百万円（前年同期は13,764百万円の損失）となりました。なお、当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）1 . CARTUNEを経由した購入を含む。

2 . メルペイ「電子マネー」の登録を行ったユーザと、「メルペイコード払い」、「ネット決済」、「メルペイスマート払い」等の利用者の合計（重複を除く。）2020年6月時点。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ34,329百万円増加し、198,014百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・現金及び預金の主な増減理由は「キャッシュ・フローの状況」に記載しております。
- ・預け金は、主に「メルカリ」及び「メルペイ」の利用金額の増加に伴い、前連結会計年度末に比べ増加しております。
- ・投資有価証券は、主に保有する株式銘柄が株式上場したことに伴い、前連結会計年度末と比べ増加しております。
- ・差入保証金は、主に「メルカリ」及び「メルペイ」の利用金額の増加に伴い、法令に基づいた供託を実施したことにより、前連結会計年度末に比べ増加しております。

(負債)

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末に比べ49,897百万円増加し、162,645百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・未払金は、主に取引先への支払条件の変更等に伴い、前連結会計年度末に比べ増加しております。
- ・預り金は、主に「メルカリ」及び「メルペイ」の利用金額の増加に伴い、前連結会計年度末に比べ増加しております。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ15,567百万円減少し、35,368百万円となりました。

主な増減理由は以下のとおりです。

- ・資本金及び資本剰余金は、主に新株発行に伴い、前連結会計年度末に比べ増加しております。
- ・利益剰余金は、親会社株主に帰属する当期純損失の計上に伴い、前連結会計年度末に比べ減少しております。
- ・その他有価証券評価差額金は、主に保有する株式銘柄が株式上場したことに伴い、新規に発生しております。
- ・非支配株主持分は、主に株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの取得に伴い、新規に発生しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額124百万円を合わせて、前連結会計年度末に比べ10,234百万円増加し、当連結会計年度末には141,008百万円となりました。なお、現金及び現金同等物には、現金及び預金と有価証券が含まれております。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、12,533百万円（前連結会計年度は7,289百万円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失20,519百万円に、減価償却費及びその他の償却費1,463百万円、減損損失922百万円、未払金の増加額8,638百万円、預り金の増加額37,695百万円、預け金の増加額4,334百万円を調整し、また、法人税等の支払額2,735百万円、及び差入保証金の増加額11,983百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、2,653百万円（前連結会計年度は2,805百万円の使用）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,534百万円、及び有形固定資産の取得による支出773百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、465百万円（前連結会計年度は32,200百万円の獲得）となりました。これは、長期借入れによる収入1,000百万円、長期借入金の返済による支出1,261百万円、株式の発行による収入973百万円、及び連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出246百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
	販売高(百万円)	前年同期比(%)
マーケットプレイス関連事業	76,275	147.6

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっての重要な会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりです。

この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表を作成するにあたって、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりです。

なお、COVID-19の影響の仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりです。

a. 貸倒引当金の計上基準

当社グループでは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。将来、顧客の財務状況等が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上または貸倒損失が発生する可能性があります。

b. 固定資産及びのれんの減損

当社グループは、固定資産及びのれんのうち減損の兆候がある資産または資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には、固定資産及びのれんの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。固定資産及びのれんにおける回収可能価額の評価の前提条件は、決算時点で入手可能な情報に基づき合理的に判断していますが、これらの前提条件は長期的な見積りに基づくため、将来の経営環境の変化による収益性の変動や市況の変動により、回収可能性を著しく低下させる変化が見込まれた場合、減損損失の計上が必要となる場合があります。

減損損失の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係)」に記載のとおりです。

c. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上しています。将来の課税所得は過去の業績等に基づいて見積っているため、税制改正や経営環境の変化等により課税所得の見積りが大きく変動した場合等には、繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

繰延税金資産の詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(税効果会計関係)」に記載のとおりです。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 売上高

当連結会計年度における売上高は、76,275百万円となりました。これは主に流通総額が増加したことによるものであります。

b. 売上原価

当連結会計年度における売上原価は、20,661百万円となりました。これは主に売上高が増加したことによるものであります。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、74,921百万円となりました。これは主に広告宣伝費34,307百万円、支払手数料14,316百万円、給料及び手当7,192百万円によるものであり、この結果、営業損失は19,308百万円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常利益

営業外収益は主に受取利息の計上により211百万円、営業外費用は主に支払利息の計上により295百万円となり、この結果、経常損失は19,391百万円となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

減損損失及び投資有価証券評価損により、特別損失1,127百万円の計上があったため税金等調整前当期純損失は20,519百万円となり、法人税等合計2,440百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は22,772百万円となりました。

キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループは、継続的な成長のため、認知度、信頼度を向上させることにより、より多くのユーザを獲得し、また既存のユーザを維持していくことが必要であると考え、会社設立以降積極的に広告宣伝等にコストを投下してきており、今後も継続して国内外における広告宣伝等を進めていく方針であります。当社グループの運転資金需要のうち主なものは、当社グループのサービスを効果的に拡大していくための広告宣伝費及び開発に係る人件費であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資等によるものであります。当社グループは、必要な資金を主に自己資金及び金融機関からの借入で賄っております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、前記「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、サービスの性質、国際事業展開、コンプライアンス等、様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

4【経営上の重要な契約等】

（取得による企業結合）

当社は、2019年7月30日付け取締役会において、日本製鉄株式会社より株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの発行済株式61.6%を取得することを決議し、日本製鉄株式会社と株式譲渡契約を締結し、2019年8月30日に株式取得に関する手続きが完了いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

（債権流動化）

当社は、2020年7月16日付の取締役会で、当社連結子会社において、保有資産の効率的活用及び財務基盤の強化のため、立替払い債権の流動化を行うことを決議いたしました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）債権流動化」をご参照ください。

5【研究開発活動】

当社は2017年12月に、社会実装を目的として、研究開発組織であるmercari R4Dを設立いたしました。mercari R4Dでは 外部の企業・教育機関等共同研究パートナーによる基礎・応用研究、mercari R4Dによる研究開発・実装、当社及び当社グループでの事業化といった取り組みにより、それぞれの組織の強みを活かし、スピーディーな研究開発と社会実装を目指します。なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は323百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当連結会計年度において実施した設備投資（無形固定資産を含む。）の総額は986百万円であり、主に本社OA機器の購入及び鹿島アントラーズのアカデミーハウス建設によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

（1）提出会社

2020年6月30日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウエ ア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社	東京都港区	業務設備	314	616	97	101	1,130	803(39)
仙台オフィス	宮城県仙台市青 葉区	業務設備	16	24	-	-	41	212(126)
福岡オフィス	福岡県福岡市博 多区	業務設備	38	33	-	-	71	75(112)

（2）国内子会社

2020年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウエ ア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)メルペイ	本社 (東京都港区)	業務設備	-	-	-	-	-	439(43)
(株)鹿島アント ラーズ・エフ・ シー	本社 (茨城県鹿嶋市)	業務設備	1,424	22	0	616	2,062	58(75)

（3）在外子会社

2020年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフトウエ ア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Mercari, Inc.	本社 (米国カリフォルニ ア州パロアルト市)	業務設備	163	114	-	-	277	205(5)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社グループでは、建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は2,222百万円であります。
 3. 現在休止中の設備はありません。
 4. 臨時雇用者数は年間の平均人員を()外数で記載しております。
 5. 当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。
 6. 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定、商標権等です。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	459,250,000
計	459,250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2020年9月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	156,150,364	156,585,954	東京証券取引所 (マザーズ)	1単元の株式数は、100株であります。完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	156,150,364	156,585,954	-	-

- (注) 1. 2020年7月16日付の取締役会決議に基づく、2020年8月15日を払込期日とする譲渡制限株式ユニット(RSU)に係る新株式の発行により、発行済株式総数が66,100株増加しております。
2. 2020年7月1日から2020年8月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が369,490株増加しております。
3. 「提出日現在発行数」欄には、2020年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議

決議年月日	2014年8月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 57
新株予約権の数(個)	400
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2016年8月21日 至 2024年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 新株予約権発行の日以降に当社が株式分割又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生日の翌日以降、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整します。但し、調整により生じる1株の100分の1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとしております。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

2. 2017年9月14日付の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額(行使価額の調整)

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがあります。

- (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 会社が、() 時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は() 時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。))の発行又は処分(無償割当てによる場合を含む。)を行うときは、未行使の新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (3) 本項(2)の()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

- (4) 会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

(5) 会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項(2)に基づく調整は行われぬものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整された再編後行使価額に、当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の要項第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。

[2] 第 8 回新株予約権 2014年12月12日取締役会決議

決議年月日	2014年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 1
新株予約権の数(個)	32,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 320,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2016年12月23日 至 2024年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[3] 第 9 回新株予約権 2014年12月12日取締役会決議

決議年月日	2014年12月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社子会社従業員 5
新株予約権の数(個)	21[-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 210[-](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2014年12月22日 至 2024年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[4] 第10回新株予約権 2015年2月13日取締役会決議

決議年月日	2015年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 92
新株予約権の数(個)	350
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,500(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年2月15日 至 2024年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[5] 第11回新株予約権 2015年2月13日取締役会決議

決議年月日	2015年2月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	4,900 [4,400]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,000 [44,000](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年2月15日 至 2024年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[6] 第13回新株予約権 2015年6月26日取締役会決議

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 当社子会社従業員 7
新株予約権の数(個)	386
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,860(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2015年6月27日 至 2025年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[7] 第14回新株予約権 2015年8月21日取締役会決議

決議年月日	2015年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 105
新株予約権の数(個)	2,100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年8月23日 至 2025年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[8] 第15回新株予約権 2015年8月21日取締役会決議

決議年月日	2015年8月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年8月23日 至 2024年8月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20(注)2 資本組入額 10(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[9] 第18回新株予約権 2016年2月12日取締役会決議

決議年月日	2016年2月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 152
新株予約権の数(個)	1,740 [1,580]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,400 [15,800](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年2月14日 至 2026年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102(注)2 資本組入額 51(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[10] 第21回新株予約権 2016年6月24日取締役会決議

決議年月日	2016年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	78,040
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 780,400(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年6月26日 至 2026年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102(注)2 資本組入額 51(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[11] 第22回新株予約権 2016年6月24日取締役会決議

決議年月日	2016年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 3
新株予約権の数(個)	10,073 [5,573]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,730 [55,730](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年6月26日 至 2026年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102(注)2 資本組入額 51(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[12] 第24回新株予約権 2016年6月24日取締役会決議

決議年月日	2016年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	1,000 [-]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 [-] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	102 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年6月26日 至 2026年2月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 102 (注) 2 資本組入額 51 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[13] 第25回新株予約権 2016年8月30日取締役会決議

決議年月日	2016年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 268
新株予約権の数(個)	1,960 [1,630]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,600 [16,300] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	332 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年9月1日 至 2026年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332 (注) 2 資本組入額 166 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[14] 第26回新株予約権 2016年8月30日取締役会決議

決議年月日	2016年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12
新株予約権の数(個)	10,549 [9,100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 105,490 [91,000] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	332 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年9月1日 至 2026年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332 (注) 2 資本組入額 166 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[15] 第27回新株予約権 2016年8月30日取締役会決議

決議年月日	2016年8月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 6
新株予約権の数(個)	5,017
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,170 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	332 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2016年8月31日 至 2026年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332 (注) 2 資本組入額 166 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[16] 第28回新株予約権 2016年12月13日取締役会決議

決議年月日	2016年12月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 当社子会社従業員 6
新株予約権の数(個)	1,100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	332(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年12月15日 至 2026年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332(注)2 資本組入額 166(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5に記載のとおりであります。

[17] 第29回新株予約権 2016年12月13日取締役会決議

決議年月日	2016年12月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 当社子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	3,786 [3,204]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 37,860 [32,040](注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	332(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2018年12月15日 至 2026年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332(注)2 資本組入額 166(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5に記載のとおりであります。

[18] 第30回新株予約権 2017年2月23日取締役会決議

決議年月日	2017年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 353
新株予約権の数(個)	5,115 [4,660]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 51,150 [46,600] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2019年2月25日 至 2027年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 (注) 2 資本組入額 176.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[19] 第31回新株予約権 2017年2月23日取締役会決議

決議年月日	2017年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12
新株予約権の数(個)	3,925 [3,775]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,250 [37,750] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2019年2月25日 至 2027年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 (注) 2 資本組入額 176.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[20] 第32回新株予約権 2017年2月23日取締役会決議

決議年月日	2017年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社従業員 5
新株予約権の数(個)	3,449
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 34,490(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年2月24日 至 2027年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353(注)2 資本組入額 176.5(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[21] 第33回新株予約権 2017年3月10日取締役会決議

決議年月日	2017年3月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 2019年3月12日 至 2027年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353(注)2 資本組入額 176.5(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[22] 第34回新株予約権 2017年6月22日取締役会決議

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 449 当社子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	210,663 [201,064]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,106,630 [2,010,640] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2019年6月24日 至 2027年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 (注) 2 資本組入額 176.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[23] 第35回新株予約権 2017年6月22日取締役会決議

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 24
新株予約権の数(個)	127,484 [121,971]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,274,840 [1,219,710] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2019年6月24日 至 2027年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 (注) 2 資本組入額 176.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[24] 第36回新株予約権 2017年6月22日取締役会決議

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社子会社従業員 21
新株予約権の数(個)	63,230 [63,180]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 632,300 [631,800] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2017年6月23日 至 2027年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 (注) 2 資本組入額 176.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[25] 第37回新株予約権 2017年6月22日取締役会決議

決議年月日	2017年6月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 当社子会社従業員 10
新株予約権の数(個)	862
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,620 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	353 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	自 2019年6月24日 至 2027年2月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 (注) 2 資本組入額 176.5 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年8月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1、2、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、2、3、4、5.に記載のとおりであります。

[26] 第38回新株予約権 2017年11月28日取締役会決議

決議年月日	2017年11月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 570
新株予約権の数(個)	1,198,150 [1,075,850]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,198,150 [1,075,850] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年11月30日 至 2027年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,000 (注) 6 資本組入額 1,500 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、3、4、5。「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、3、4、5に記載のとおりであります。

6. 第38回及び第39回新株予約権の行使時の払込金額については、「本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時までの間に、() 当社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合、又は() 当社の普通株式が金融商品取引所に上場せず、かつ、当社が資金調達を目的として普通株式による募集株式の発行を行った場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と、() における募集株式1株当たりの公募価格と、() における募集株式1株当たりの払込金額(募集株式の発行を複数回行った場合には、各払込金額のうち最も高い金額)のうち、最も高い金額に調整されるもの」としておりました。したがって、当社の2018年6月19日における東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、第38回及び第39回新株予約権の行使時の払込金額については、上記()の募集株式1株当たりの公募価格である3,000円に調整されております。

[27] 第39回新株予約権 2018年3月12日取締役会決議

決議年月日	2018年3月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14
新株予約権の数(個)	27,500 [14,100]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,500 [14,100] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,000 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 2020年3月14日 至 2028年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,000 (注) 6 資本組入額 1,500 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1、3、4、5. 「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注) 1、3、4、5. に記載のとおりであります。

6. 「[26] 第38回新株予約権 2017年11月28日取締役会決議」の(注) 6 に記載のとおりであります。

[28] 第40回新株予約権 2020年9月25日取締役会決議

決議年月日	2020年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	1,000,000個を上限とする。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年9月25日 至 2030年9月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株につき1円とし、新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)がいずれも1兆円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (会社の発行済普通株式総数() - 会社が保有する普通株式に係る自己株式数()) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値

() いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

(2) 権利者は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から本新株予約権の行使期間の満了日までの期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下、本項において同じ。)、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りでない。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、() 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、() に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

権利者が新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

権利者が新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

権利者が新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること

割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の要項第5項に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同項に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

本項に準じて決定する。

[29] 第41回新株予約権 2020年9月25日取締役会決議

決議年月日	2020年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社上級執行役員 6
新株予約権の数(個)	1,000,000個を上限とする。
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	自 2022年6月1日 至 2025年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 「[1] 第5回新株予約権 2014年8月19日取締役会決議」の(注)1に記載のとおりであります。

3. 「[28] 第40回新株予約権 2020年9月25日取締役会決議」の(注)3に記載のとおりであります。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の上級執行役員の地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。但し、会社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りでない。

(2) 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、() 当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、() に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

2022年6月1日から2022年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の4分の1

2022年12月1日から2022年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2023年6月1日から2023年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2023年12月1日から2023年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2024年6月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2024年12月1日から2024年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

2025年6月1日から2025年12月31日まで

割当てを受けた新株予約権の総数の8分の1

(3) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要項に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 「[28] 第40回新株予約権 2020年9月25日取締役会決議」の(注)5に記載のとおりであります。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年7月14日 (注)1	A種優先株式 400,000	普通株式 6,500,000 A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000	40	2,105	40	2,085
2016年3月2日 (注)2	D種優先株式 781,247	普通株式 6,500,000 A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000 D種優先株式 781,247	4,179	6,285	4,179	6,265
2016年6月30日 (注)3	普通株式 14,269	普通株式 6,514,269 A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000 D種優先株式 781,247	1	6,286	1	6,266
2017年7月2日 (注)4	A種優先株式 1,500,000 B種優先株式 1,611,400 C種優先株式 1,073,000 D種優先株式 781,247 普通株式 4,965,647	普通株式 11,479,916	-	6,286	-	6,266
2017年10月20日 (注)5	普通株式 103,331,619	普通株式 114,811,535	-	6,286	-	6,266
2018年3月13日 (注)6	普通株式 2,325,582	普通株式 117,137,117	2,500	8,786	2,500	8,766
2018年6月18日 (注)7	普通株式 18,159,500	普通株式 135,296,617	26,013	34,800	26,013	34,780
2017年7月1日～ 2018年6月30日 (注)3	普通株式 43,105	普通株式 135,339,722	3	34,803	3	34,783

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年7月19日 (注)8	普通株式 2,840,500	普通株式 138,180,222	4,069	38,872	4,069	38,852
2018年11月8日 (注)9	普通株式 392,582	普通株式 138,572,804	560	39,433	560	39,413
2019年2月21日 (注)10	普通株式 137,185	普通株式 138,709,989	141	39,574	141	39,554
2019年5月15日 (注)11	普通株式 165,458	普通株式 138,875,447	271	39,846	271	39,825
2018年7月1日～ 2019年6月30日 (注)3	普通株式 11,879,900	普通株式 150,755,347	263	40,110	263	40,089
2019年8月16日 (注)12	普通株式 78,853	普通株式 150,834,200	116	40,226	116	40,206
2019年8月23日 (注)13	普通株式 322,733	普通株式 151,156,933	477	40,704	476	40,683
2019年11月15日 (注)14	普通株式 91,228	普通株式 151,248,161	119	40,823	119	40,802
2020年2月15日 (注)15	普通株式 60,114	普通株式 151,308,275	63	40,886	63	40,865
2020年5月15日 (注)16	普通株式 62,849	普通株式 151,371,124	67	40,953	67	40,933
2019年7月1日～ 2020年6月30日 (注)3	普通株式 4,779,240	普通株式 156,150,364	486	41,440	486	41,420

(注)1. 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換によるものであります。

2. 有償第三者割当

主な割当先 三井物産株式会社、株式会社日本政策投資銀行、他5社と2名
発行価格 10,700円
資本組入額 5,350円

3. 新株予約権の行使によるものであります。

4. 当社は2017年7月2日付で、株主からの取得請求権行使に基づき、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、2017年6月22日付の取締役会決議により、2017年7月2日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

5. 2017年9月14日付の取締役会決議により、2017年10月20日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

6. 有償第三者割当

割当先 日本郵政キャピタル株式会社、フォレストホールディングス合同会社、ヤマト運輸株式会社
発行価格 2,150円
資本組入額 1,075円

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,000円
引受価額 2,865円
資本組入額 1,432.50円
払込金総額 52,026百万円

8. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 大和証券株式会社
発行価格 2,865円
資本組入額 1,432.50円

9. 2018年10月18日付の取締役会決議により、2018年11月8日を効力発生日とし、当社を株式交換完全親会社、マイケル株式会社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換契約を締結し、マイケル株式会社の株主総会に

て承認され、簡易株式交換の実施により発行済株式総数が392,582株、資本金及び資本準備金がそれぞれ560百万円増加しております。

10. 2019年1月17日付の取締役会決議により、2019年2月21日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が137,185株、資本金及び資本準備金がそれぞれ141百万円増加しております。
割当先 当社の従業員636名、当社子会社の取締役1名、当社子会社の従業員266名
発行価格 2,059円
資本組入額 1,030円
11. 2019年4月12日付の取締役会決議により、2019年5月15日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が165,458株、資本金及び資本準備金がそれぞれ271百万円増加しております。
割当先 当社子会社の従業員56名
発行価格 3,285円
資本組入額 1,643円
12. 2019年7月30日付の取締役会決議及び2019年8月1日付の取締役会決議により、2019年8月16日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が78,853株、資本金及び資本準備金がそれぞれ116百万円増加しております。
割当先 当社子会社の従業員64名
発行価格 2,957円
資本組入額 1,479円
13. 2019年7月30日付の取締役会決議及び2019年8月1日付の取締役会決議により、2019年8月23日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が322,733株、資本金が477百万円、資本準備金が476百万円増加しております。
割当先 当社の従業員814名、当社子会社の取締役1名、当社子会社の従業員273名
発行価格 2,957円
資本組入額 1,479円
14. 2019年9月19日付の取締役会決議により、2019年11月15日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が91,228株、資本金及び資本準備金がそれぞれ119百万円増加しております。
割当先 当社子会社の従業員81名
発行価格 2,615円
資本組入額 1,308円
15. 2020年1月17日付の取締役会決議により、2020年2月15日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が60,114株、資本金及び資本準備金がそれぞれ63百万円増加しております。
割当先 当社子会社の従業員90名
発行価格 2,102円
資本組入額 1,051円
16. 2020年4月15日付の取締役会決議により、2020年5月15日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が62,849株、資本金及び資本準備金がそれぞれ67百万円増加しております。
割当先 当社子会社の従業員102名
発行価格 2,146円
資本組入額 1,073円
17. 2020年7月16日付の取締役会決議により、2020年8月15日付で譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度に基づき、新株式を発行しました。当該新株式の発行により、発行済株式総数が66,100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ139百万円増加しております。
割当先 当社子会社の従業員110名
発行価格 4,215円
資本組入額 2,108円
18. 2020年7月1日から2020年8月31までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が369,490株、資本金および資本準備金がそれぞれ224百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	23	31	1,029	418	318	47,181	49,000	-
所有株式数(単元)	-	67,732	9,418	151,977	628,397	21,187	681,916	1,560,627	87,664
所有株式数の割合(%)	-	4.34	0.60	9.74	40.27	1.36	43.70	100	-

(6) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
山田 進太郎	東京都港区	37,612	24.09
富島 寛	東京都港区	8,975	5.75
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	8,540	5.47
株式会社suadd	東京都港区六本木四丁目2番45号	6,567	4.21
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	5,250	3.36
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 West Street New York, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号)	4,360	2.79
Morgan Stanley & Co. LLC (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	4,128	2.64
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A. (東京都千代田区大手町一丁目9番7号)	3,400	2.18
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	Merrill Lynch Financial Centre 2 King Edward Street London EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋一丁目4番1号)	2,843	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,479	1.59
計	-	84,157	53.90

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2020年7月27日付で、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、JTCホールディングス株式会社及び資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。

3. 2019年11月21日付で縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが2019年11月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	株式 4,910,600	3.21
JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド	香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階	株式 153,800	0.10
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	株式 901,423	0.59
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国、ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	株式 845,387	0.55

4. 2020年8月27日付で縦覧に供されている大量保有報告書において、ルクソール・キャピタル・グループ・エルピーが2020年6月22日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	ルクソール・キャピタル・グループ・エルピー
住所	米国、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ 1114、28階
保有株券等の数	株式 11,122,200株
株券等保有割合	7.14%

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 156,062,700	1,560,627	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	普通株式 87,664	-	-
発行済株式総数	156,150,364	-	-
総株主の議決権	-	1,560,627	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式が2株含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2	-	2	-

3【配当政策】

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記のほか基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款で定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

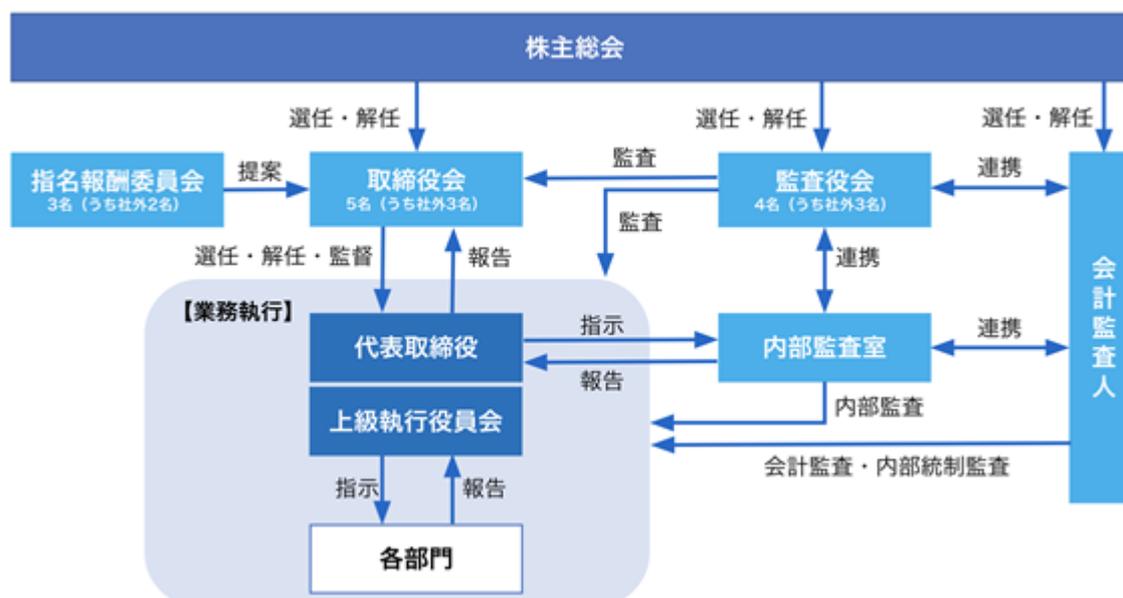
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」というミッションのもと、循環型社会を実現させ、社会に貢献する企業となることを目指しております。

当社グループは、経営の監視機能及び内部統制機能の充実、コンプライアンス経営の徹底を通じて、企業価値の向上に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本方針として定め、ステークホルダーのみなさまの信頼に応えるべく、この基本方針のもと、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長、発展に努めていく方針であります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の提出日現在における企業統治の体制の模式図、企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由は以下のとおりです。



当社は監査役会設置会社であります。事業に精通した取締役と客観的な視点を持つ社外取締役で構成する取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しつつ、監督と執行を分離し、上級執行役員を中心とする執行部門への業務執行権限の委譲を促進することで、中長期の企業価値向上に資するコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。また、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長をするために有効であると判断し、現在の体制を採用しております。さらに、当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会を設置することにより、経営陣の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保しております。

a. 取締役会

取締役会は、代表取締役山田進太郎が議長を務め、経営方針、重要な財産の取得及び処分等、業務執行に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

提出日現在、取締役会は社外取締役3名を含む取締役5名（各取締役の氏名等については、「(2) 役員状況 役員一覧」をご参照ください。）で構成されております。定時取締役会を月1回開催し、担当取締役より業務執行状況の報告を実施するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役福島史之が議長を務め、各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧、従業員へのヒアリング等を通じて、経営及び業務執行全般に関して幅広く監査を行っております。

監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の合計4名（各監査役の氏名等については、「(2) 役員状況 役員一覧」をご参照ください。）で構成されており、うち3名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

c. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ・取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - ・監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - ・社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「公益通報制度」という。）を構築する。
 - ・取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき処罰の対象とする。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- ・文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - ・情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - ・災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、リスクマネジメント体制を構築していく。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催する。
 - ・取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、職務分掌規程及び稟議規程を制定する。
- (e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - ・必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - ・個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
- (f) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じる。
- ・適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保する。
 - ・上記(c)の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・子会社における職務執行に関する権限及び責任について、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - ・当社の内部監査室は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、監査役及び会計監査人とも共有する。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - ・監査役補助者は、監査役に専属し、他の業務を一切兼務させないこととし、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。
 - ・監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
 - ・監査役補助者は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができる。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。
- (h) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ・取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (i) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ・子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査役に報告する。
 - ・報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査役に依頼することができる。
 - (j) 監査役職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当の役員に事前に通知するものとする。
 - (k) その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - ・監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行う。
 - ・監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - ・監査役は、定期的に内部監査室と意見交換を行い、連携の強化を図る。
 - (l) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行う。
 - (m) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ・コンプライアンスの担当部署を反社会的勢力排除の責任部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
 - ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。
- d. 取締役の定数
- 当社の取締役は、3名以上とする旨を定款に定めております。
- e. 取締役の選任の決議要件
- 当社は、取締役の選任決議において、普通株主を構成員として開催する株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の3分の1以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、及び、累積投票によらない旨を定款に定めております。
- f. 取締役及び監査役職務の責任の免除
- 当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、並びに、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。
- なお、当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役柘木真由美については会社法第425条第1項に定める額、その他の監査役については金3百万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。また、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
- g. 剰余金の配当等の決定機関
- 当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配

当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 7名 女性 2名(役員のうち女性の比率 22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役CEO (社長)	山田 進太郎	1977年9月21日生	2001年8月 有限会社ウノウ設立代表取締役 2005年2月 同社をウノウ株式会社へ商号 変更 2010年9月 Zynga Japan株式会社ゼネラ ルマネージャー 2012年6月 株式会社suadd設立代表取締役 役(現任) 2013年2月 株式会社コウゾウ(現当社) 設立代表取締役社長 2014年3月 Mercari, Inc. Director(現 任) 2017年4月 当社代表取締役会長兼CEO 2019年9月 当社代表取締役CEO(社長) (現任)	(注) 3	37,612,530
取締役President (会長)	小泉 文明	1980年9月26日生	2003年4月 大和証券SMBC株式会社(現大 和証券株式会社)入社 2006年12月 株式会社ミクシィ入社 2008年6月 同社取締役 2013年12月 当社入社 2014年3月 当社取締役Corporate Division長 2017年4月 当社取締役社長兼COO Corporate Division長 2019年8月 株式会社鹿島アントラーズ・ エフ・シー代表取締役CEO (現任) 2019年9月 当社取締役President(会 長)(現任)	(注) 3	1,391,330
取締役 (注)1	高山 健	1964年6月6日生	1988年4月 株式会社日本興業銀行(現株 式会社みずほ銀行)入行 1999年11月 楽天株式会社常務取締役 2010年2月 同社最高財務責任者 2015年6月 テクマトリックス株式会社社 外取締役(監査等委員)(現 任) 2018年9月 当社社外取締役(現任) 2018年11月 株式会社メタップス社外取締 役(監査等委員)(現任) 2019年5月 株式会社メディアドゥホール ディングス(現株式会社メ ディアドゥ)社外取締役(現 任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 1	生田目 雅史	1964年9月27日生	1988年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現株式会社新生銀行) 入行 1998年5月 KPMG Peat Marwick (現KPMG LLP) 入社 1998年10月 金融監督庁(現金融庁)非常 勤職員 2000年1月 ドイツ証券会社(現ドイツ証 券株式会社)投資銀行部ディ レクター 2004年8月 モルガン・スタンレー証券会 社(現三菱UFJモルガン・ス タンレー証券株式会社)エグ ゼクティブ・ディレクター 2007年11月 ドイツ証券株式会社投資銀行 本部マネージング・ディレク ター 2012年6月 ビザ・ワールドワイド・ジャ パン株式会社ビジネスデベ ロップメント統括責任者 2015年9月 ブラックロック・ジャパン株 式会社取締役 2018年9月 当社社外取締役(現任) 2020年4月 東京海上ホールディングス株 式会社執行役員デジタル戦略 部長(現任)	(注) 3	-
取締役 (注) 1	篠田 真貴子	1968年3月1日生	1991年4月 日本長期信用銀行(現新生銀 行)入行 1998年9月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク・ジャパン入 社 2002年10月 ノバルティス ファーマ株式 会社入社 2007年7月 ネスレニュートリション株式 会社経営企画統括部長 2008年12月 株式会社東京糸井重里事務所 (現株式会社ほぼ日)取締役 CFO 2020年3月 エール株式会社取締役(現 任) 2020年9月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	栃木 真由美	1967年10月25日生	1991年9月 Deloitte Touche Tohmatsu Ltd. 入社 1995年10月 J.P.モルガン証券会社(現JPモルガン証券株式会社)入社 2003年3月 同社内部監査部長 2007年6月 同社アジア地区コンプライアンス・テストング・グループ統括責任者 2013年3月 同社アジア地区コンプライアンス・リスクアセスメント統括責任者 2013年9月 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(現S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社)執行役員チーフアドミニストラティブオフィサー兼コンプライアンス担当役員 2019年1月 当社執行役員Head of Internal Audit Office 2019年9月 当社常勤監査役(現任) 2019年9月 株式会社メルベイ監査役(現任)	(注)4	2,013
常勤監査役 (注)2	福島 史之	1982年1月10日生	2005年11月 港陽監査法人入所 2006年5月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2014年9月 当社常勤監査役(現任) 2020年1月 ファインディ株式会社監査役(現任)	(注)5	-
監査役 (注)2	猪木 俊宏	1968年7月6日生	1998年4月 弁護士登録 第二東京弁護士会入会 三井安田法律事務所入所 2007年7月 特定非営利活動法人コムンスフィア理事(現任) 2009年9月 サイバーボンド株式会社代表取締役(現任) 2011年7月 猪木法律事務所設立(現任) 2013年2月 株式会社コウゾウ(現当社)監査役(現任) 2014年10月 株式会社ゼロスタート(現ZETA株式会社)社外監査役(現任) 2016年6月 さくらインターネット株式会社社外取締役(現任) 2016年10月 株式会社アベルザ社外監査役(現任) 2016年12月 システムサービス株式会社社外監査役(現任) 2018年1月 株式会社ハヤルカ社外監査役(現任)	(注)5	360,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (注) 2	筱崎 隆広	1966年11月 8 日生	1990年 4月 警察庁入庁 2003年 4月 楽天株式会社入社 2004年10月 株式会社楽天野球団取締役 2005年10月 楽天株式会社執行役員 2014年11月 当社監査役(現任) 2019年 1月 FISM株式会社社外監査役(現任) 2019年 3月 一般社団法人大学スポーツ協会常務理事兼事務局長(現任)	(注) 5	-
計					39,365,873

- (注) 1. 取締役 高山健、生田目雅史及び篠田真貴子は、社外取締役であります。
2. 監査役 福島史之、猪木俊宏及び筱崎隆広は、社外監査役であります。
3. 2020年 9月25日開催の定時株主総会終結の時から、2021年 6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年 9月27日開催の定時株主総会終結の時から、2023年 6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2017年 9月28日開催の定時株主総会終結の時から、2021年 6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うために、上級執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における上級執行役員は、次の 8 名です。

役職名	氏名
代表取締役CEO(社長)	山田 進太郎
取締役President(会長) 兼 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー代表取締役CEO	小泉 文明
上級執行役員CINO	濱田 優貴
上級執行役員 兼 Mercari, Inc. CEO	John Lagerling
上級執行役員 兼 株式会社メルペイ代表取締役CEO	青柳 直樹
上級執行役員 メルカリジャパンCEO	田面木 宏尚
上級執行役員 SVP Corporate	横田 淳
上級執行役員 SVP Strategy	河野 秀治

社外役員の状況

a. 社外取締役

提出日時点において、当社の社外取締役は、高山健、生田目雅史、篠田真貴子の3名です。

高山健は金融事業及びインターネット事業会社経営における専門的な知識や深い経験を有しており、社外取締役として独立した立場からの、当社の経営及び財務に対する助言及び意見等を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

生田目雅史は銀行、証券及び投資業界における専門的かつグローバルな知識や深い経験を有しており、社外取締役として独立した立場からの、当社の経営及び金融事業に対する助言及び意見等を期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

篠田真貴子は金融機関やCFOの経験を持ち、ガバナンス、株式、ファイナンスに精通していること、グローバル大企業からベンチャー企業までの幅広い経験があることから、成長を続ける当社に貢献いただけると期待して社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

b. 社外監査役

提出日時点において、当社の社外監査役は、福島史之、猪木俊宏、筱崎隆広の3名です。

福島史之は公認会計士として監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社における適切な内部統制構築における助言及び意見等を期待して監査役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

猪木俊宏は弁護士として、企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの助言及び意見等を期待して監査役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。なお、同氏はさくらインターネット株式会社の社外取締役であり、さくらインターネット株式会社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は売上高の1%未満であります。

筱崎隆広は経営経験者として、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言及び意見等を期待して監査役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

c. 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関し、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準と同一のものを採用しています。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役と監査役は定期的に情報交換を行っております。また、社外監査役と内部監査担当者は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行い、監査機能の向上を図っております。さらに、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的及び随時に情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織、人数

監査役会は、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されています(常勤監査役2名、非常勤監査役2名)。栃木真由美は、金融機関等の監査業務及びコンプライアンス分野に関する豊富な知識と経験を有しております。

社外監査役は常勤1名と非常勤2名で構成され、いずれも東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

福島史之は公認会計士として監査法人において大小様々な企業に対する監査業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

猪木俊宏は弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、筱崎隆広は経営経験者として企業経営についての豊富な知識と経験を有しております。

b. 当事業年度における監査役及び監査役会の活動状況及び手続

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席を通じ、取締役会の意思決定の状況および各取締役に対する監督義務の履行状況を監視し検証しています。また、役職員へのヒアリングや重要な決裁書類の閲覧等及び、主要な子会社の取締役および監査役等への定期的な聴取などを通じて、取締役の職務執行について監査しています。各監査役は、独立した立場から経営に対する適正な監視を行う一方で、監査役会において情報を共有し、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

常勤監査役は、業務監査として取締役、執行役員、事業部門及びグループ企業幹部と随時意見交換し、状況把握に努め、必要に応じて提言、助言を行う等の活動を行っております。

監査役会は原則として月に1度開催されており、2020年6月期は14回開催されました。監査役会では、監査報告の作成、常勤の監査役の選定及び解職、並びに監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定のほか、取締役の職務執行状況を確認するために内部統制システムに係る各部署から定期的に報告を受け、業務執行の適正性について確認を行っております。さらに、四半期毎に会計監査人から監査に関する経過・結果等の報告を受けるとともに、情報・意見交換を行っております。

なお、2020年6月期における各監査役の監査役会への出席状況は以下の表のとおりです。

役職名	氏名	当事業年度の監査役会出席状況(注)
常勤監査役	栃木 真由美	100% 10/10回
独立社外常勤監査役	福島 史之	100% 14/14回
独立社外監査役	猪木 俊宏	100% 14/14回
独立社外監査役	筱崎 隆広	92.8% 13/14回

(注) 回数が異なるのは、就任時期の違い等によるものであり、栃木真由美は、2019年9月27日付で監査役に就任して以降、全ての監査役会に出席しております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

内部監査は、社長直下の独立した組織として内部監査室が行っております。内部監査室は、取締役会の承認を得た内部監査規程及び内部監査計画に基づき、重要な子会社を含む各部門に対し監査を行います。監査の結果は、代表取締役、取締役会及び監査役会に対し報告され、また被監査部署に通知され、後日、改善状況の確認が行われております。

なお、本報告書提出日現在、内部監査室の人員は4名です。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査室と監査役は、定期的及び随時に会合を持ち、監査体制、監査計画、監査の実施状況等に関して意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。また、内部監査室と監査役は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と四半期毎等、定期的及び随時に会合を持ち、監査体制、監査計画、監査の実施状況等に関して意見及び情報の交換を行い、相互に連携を図っております。さらに、内部監査室と監査役は、内部統制の構築及び維持等を担当する部門と定期的に情報交換の場を持ち、必要に応じ調査依頼をする等有機な連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

7年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：根本 知香、矢部 直哉、鴫田 直樹

d．会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 13名、その他 17名

e．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定について、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、品質管理体制、独立性、法令遵守状況、専門性、職務遂行状況、報酬水準の妥当性等を総合的に検討し、判断することとしております。

これらの観点から、EY新日本有限責任監査法人は当社の会計監査人として適当であると考えられますので、当事業年度においても会計監査人として再任することを決定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等の観点から、EY新日本有限責任監査法人に対する評価を行っており、同法人による会計監査は、従前より適正に行われていると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	61	3	75	-
連結子会社	13	-	19	-
計	74	3	95	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	41	-	47	-
計	41	-	47	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容
(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、アドバイザー業務等です。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

e. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は定めておりませんが、監査公認会計士等の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討のうえ、監査役会の同意を得て決定しております。

f. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして、会計監査人の報酬等が適切かつ妥当であると考えられることから、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役報酬について

(a) 報酬の構成

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、固定報酬、及び、中長期のインセンティブ報酬としての業績連動型ストック・オプションにより構成されており、社外取締役の報酬は、固定報酬により構成されております。なお、ストック・オプションに関する詳細は下記(d)「株価条件付ストック・オプション」のとおりです。

(b) 決定プロセス

各取締役の報酬額は、取締役会から信任を受けた代表取締役山田進太郎が、取締役の報酬制度や報酬水準の妥当性、決定プロセスの独立性、客観性及び透明性を確保するため、委員の過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会での諮問結果を踏まえた上で、各取締役の職責、能力、成果及び会社の業績や経済状況等を考慮して決定しております。

指名報酬委員会の構成及び活動状況は、以下のとおりです。

・指名報酬委員会の構成

指名報酬委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された3名以上の取締役で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

指名報酬委員会の構成は次のとおりです。

氏名	役位
山田 進太郎	代表取締役CEO（委員長）
高山 健	社外取締役
生田目 雅史	社外取締役

・指名報酬委員会の活動状況

指名報酬委員会は、2020年4月30日に設置された後、6月と7月に計3回開催され、各委員の全員が出席しました。

審議事項は以下のとおりです。

- ・取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- ・代表取締役の選定・解職に関する事項
- ・役付取締役の選定・解職に関する事項
- ・取締役の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
- ・取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

(c) 取締役の報酬等に関する株主総会決議

・報酬等として、2017年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額2,000百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）とすることを決議しております。当該決議の対象となった役員数は、取締役6名（うち社外取締役2名）であり、2020年6月期において当該決議の対象となる役員数は、取締役5名（うち社外取締役3名）です。

・取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、2020年9月25日開催の第8回定時株主総会において、2,000百万円を上限とすることを決議しております。当該決議の対象となる役員数は、取締役2名です。

(d) 株価条件付ストック・オプション

1. 制度の概要

当社は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）を対象に、当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させること、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なりスクテイクを図ることを目的として、当社の時価総額に連動するストック・オプション制度を導入しております。

2. 株価条件付ストック・オプションの算定方法

A. 支給対象役員

当社の対象取締役2名を対象とします。

B. 支給する財産

当社普通株式を対象とする新株予約権とします。新株予約権 1 個につき、当社普通株式 1 株を取得する権利を有します。

C. 確定数

当社は、2020年10月12日を割当日として、支給対象役員に対して、合計265,522個の新株予約権を付与することを決議しております。

D. 個別支給数の算定方法

個別支給数の算定方法は、次のとおりです。なお、ここにいる個別支給数とは、各対象取締役割り当てられた新株予約権のうち、株価条件の達成により行使可能となる新株予約権の数をいいます。

$$\text{個別支給数} = \text{役位別基準個数} \times \text{支給率}$$

役位別基準個数は、新株予約権発行時における当社の役位によって、下表のとおりとします。なお、当該役位別基準個数は、法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する新株予約権の限度数となります。

役位	基準個数
代表取締役CEO(社長)	183,823個
取締役President(会長)	81,699個

支給率は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(次式によって算出するものをいいます。以下同じ。)がいずれも1兆円を超過した場合には1とし、その他の場合には0とします。

$$\begin{aligned} \text{時価総額} = & (\text{当社の発行済普通株式総数} () - \text{当社が保有する普通株式に係る自己株式数} \\ & ()) \times \text{東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値} () \\ & () \text{いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とします。} \end{aligned}$$

3. その他の主要な条件

A. 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 1 株とします。

但し、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権についてその 1 個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株の 100分の 1 未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わないものとします。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとします。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併、株式交換又は会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数の調整を行うものとします。

B. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1 株につき金 1 円(以下「行使価額」という。)とし、新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とします。

C. 新株予約権を行使することができる期間

2023年9月25日から2030年9月24日までとします。

D. 新株予約権の行使の条件

対象取締役は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から上記C.に定める期間の満了日までの期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとします。以下、本D.において同じ。)、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとします(但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。)。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、(i)当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新

株予約権の個数とし、(ii)(c)に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とします。

- (a) 対象取締役において、新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること
割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- (b) 対象取締役において、新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること
割当てを受けた新株予約権の総数の1/3
- (c) 対象取締役において、新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること
割当てを受けた新株予約権の総数の1/3

E. 当社が新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき新株予約権を取得することができます。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとします。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとします。当社が新株予約権を取得した場合、他の条項にかかわらず、対象取締役は、新株予約権を行使することができず、新株予約権について、株式（又はこれに相当する金銭）を受領する権利を有しません。

- (a) 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会の承認を要しない場合には、取締役会の決議）が行われたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (b) 対象取締役が権利行使をする前に、上記D.の定めその他理由のいかなを問わず新株予約権を行使することができなくなった場合、会社は未行使の新株予約権を無償で取得することができます。

F. 組織再編行為の際の取扱い

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する対象取締役に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとします。

- (a) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
対象取締役が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (b) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (c) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記A.に準じて決定します。
- (d) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記B.に準じて決定します。
- (e) 新株予約権を行使することができる期間
上記C.に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記C.に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
- (f) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。
- (g) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (h) 組織再編行為の際の取扱い
本F.に準じて決定するものとします。

G. その他

新株予約権のその他の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」をご覧ください。

b. 監査役報酬について

当社の各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

監査役の報酬限度額は、2017年9月29日開催の第5回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該決議の対象となった役員数は、監査役3名であり、2020年6月期において当該決議の対象となる役員数は、監査役4名です。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	150	150	-	-	6
監査役 (社外監査役を除く。)	26	26	-	-	1
社外役員	62	62	-	-	6

(注) 本表には、2019年9月27日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の株式を取得する際には、社内規程に基づき取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	13	252
非上場株式以外の株式	1	5,628

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	119	新たな出資によるもの
非上場株式以外の株式	1	300	非上場株式が新規上場に伴い上場株式に振り替わったことによるもの

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
BASE(株)	1,242,400	-	マーケットプレイス事業での協 力関係構築等を目的として、 2019年10月の当該銘柄の上場以 前より株式を保有しております。 新規上場に伴い、当事業年 度より特定投資株式に該当して おります。 なお2020年7月において、当社 が保有する同社株式を全て売却 しております。	無
	5,628	-		

みなし保有株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年7月1日から2020年6月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、その変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、その主催するセミナー等に参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	125,578	135,747
売掛金	1,341	1,119
有価証券	5,196	5,260
未収入金	14,176	15,612
前払費用	913	1,609
預け金	5,383	9,718
その他	319	1,614
貸倒引当金	1,094	1,404
流動資産合計	151,813	169,277
固定資産		
有形固定資産	1,883	2,905
無形固定資産		
のれん	1,022	-
その他	58	679
無形固定資産合計	1,081	679
投資その他の資産		
投資有価証券	533	5,881
敷金	2,020	2,128
繰延税金資産	1,825	108
差入保証金	4,526	16,598
その他	0	435
投資その他の資産合計	8,907	25,151
固定資産合計	11,871	28,736
資産合計	163,685	198,014

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1,261	900
未払金	7,281	16,206
未払費用	1,081	861
未払法人税等	1,687	1,427
預り金	45,818	83,954
賞与引当金	673	1,314
ポイント引当金	869	522
事業整理損失引当金	82	-
株式報酬引当金	905	177
その他	1,352	4,764
流動負債合計	61,014	110,128
固定負債		
長期借入金	51,447	51,547
退職給付に係る負債	-	75
資産除去債務	-	126
繰延税金負債	-	191
その他の引当金	-	6
その他	286	570
固定負債合計	51,734	52,516
負債合計	112,748	162,645
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,110	41,440
資本剰余金	40,089	41,396
利益剰余金	29,097	51,870
自己株式	0	0
株主資本合計	51,102	30,966
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	3,995
為替換算調整勘定	165	175
その他の包括利益累計額合計	165	3,819
非支配株主持分	-	582
純資産合計	50,936	35,368
負債純資産合計	163,685	198,014

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	51,683	76,275
売上原価	12,864	20,661
売上総利益	38,818	55,613
販売費及び一般管理費	1, 2 50,968	1, 2 74,921
営業損失()	12,149	19,308
営業外収益		
受取利息	66	116
その他	25	95
営業外収益合計	91	211
営業外費用		
支払利息	78	248
為替差損	34	31
その他	0	15
営業外費用合計	112	295
経常損失()	12,171	19,391
特別損失		
減損損失	-	3 922
投資有価証券評価損	159	204
段階取得に係る差損	47	-
事業整理損	189	-
特別損失合計	396	1,127
税金等調整前当期純損失()	12,567	20,519
法人税、住民税及び事業税	2,394	2,317
法人税等調整額	1,197	123
法人税等合計	1,197	2,440
当期純損失()	13,764	22,959
非支配株主に帰属する当期純損失()	-	186
親会社株主に帰属する当期純損失()	13,764	22,772

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当期純損失()	13,764	22,959
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	3,995
為替換算調整勘定	334	17
その他の包括利益合計	334	3,978
包括利益	14,098	18,981
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,098	18,794
非支配株主に係る包括利益	-	186

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,803	34,783	15,288	-	54,298
当期変動額					
新株の発行	5,306	5,306			10,612
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			13,764		13,764
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0			0
連結範囲の変動			44		44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,306	5,306	13,809	0	3,196
当期末残高	40,110	40,089	29,097	0	51,102

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	123	123	-	54,422
当期変動額					
新株の発行					10,612
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					13,764
自己株式の取得					0
自己株式の処分					0
連結範囲の変動					44
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	289	289	-	289
当期変動額合計	-	289	289	-	3,485
当期末残高	-	165	165	-	50,936

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	40,110	40,089	29,097	0	51,102
当期変動額					
新株の発行	1,330	1,330			2,661
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			22,772		22,772
連結子会社株式の取得による持分の増減		23			23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,330	1,306	22,772	-	20,135
当期末残高	41,440	41,396	51,870	0	30,966

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	165	165	-	50,936
当期変動額					
新株の発行					2,661
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）					22,772
連結子会社株式の取得による持分の増減					23
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,995	10	3,985	582	4,567
当期変動額合計	3,995	10	3,985	582	15,567
当期末残高	3,995	175	3,819	582	35,368

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	12,567	20,519
減価償却費及びその他の償却費	789	1,463
のれん償却額	276	176
事業整理損	189	-
減損損失	-	922
段階取得に係る差損益(は益)	47	-
投資有価証券評価損益(は益)	159	204
貸倒引当金の増減額(は減少)	946	309
ポイント引当金の増減額(は減少)	869	346
賞与引当金の増減額(は減少)	7	641
株式報酬引当金の増減額(は減少)	905	727
受取利息	66	116
支払利息	78	248
売上債権の増減額(は増加)	992	577
未収入金の増減額(は増加)	11,405	137
未払金の増減額(は減少)	2,442	8,638
預け金の増減額(は増加)	4,608	4,334
預り金の増減額(は減少)	22,077	37,695
その他	8	2,413
小計	856	27,384
利息の受取額	66	116
利息の支払額	78	248
差入保証金の増減額(は増加)	3,929	11,983
法人税等の支払額	2,491	2,735
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,289	12,533
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	189	109
有形固定資産の取得による支出	1,699	773
敷金の差入による支出	940	331
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	2 1,534
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	18
その他	23	75
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,805	2,653
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,000	-
長期借入れによる収入	50,000	1,000
長期借入金の返済による支出	25,308	1,261
株式の発行による収入	8,665	973
上場関連費用の支出	156	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	246
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,200	465
現金及び現金同等物に係る換算差額	391	13
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	21,713	10,358
現金及び現金同等物の期首残高	109,157	130,774
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	2 77	-
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	174	124
現金及び現金同等物の期末残高	1 130,774	1 141,008

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

Mercari, Inc.

株式会社メルベイ

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

株式会社Origami

当社が株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

Merpay Ltd.は当社が保有する株式の全てを売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

株式会社ソウゾウの清算終了に伴い、連結の範囲から除外しております。

当社の連結子会社である株式会社メルベイが、株式会社Origamiの株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

マイケル株式会社は当社が保有する株式の全てを売却したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの決算日は1月末日であり、連結決算日との差異が3か月を超えることから、4月末日現在で実施した仮決算に基づき、連結しております。

連結子会社である株式会社Origamiの決算日は12月末日であり、連結決算日との差異が3か月を超えることから、3月末日現在で実施した仮決算に基づき、連結しております。

連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(但し、建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

商標権について、効果の及ぶ期間(20年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、破産更生債権等については、回収不能見込額を債権額から直接減額しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「賞与引当金の増減額」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるために、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1百万円は、「賞与引当金の増減額」7百万円、「その他」8百万円として組替えております。

(追加情報)

(COVID-19の影響に伴う会計上の見積りに関して)

COVID-19の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。また、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があるため、今後も注視して参ります。

(連結貸借対照表関係)

有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	903百万円	2,040百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	当連結会計年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)
給料及び手当	7,518百万円	7,192百万円
支払手数料	9,130百万円	14,316百万円
広告宣伝費	19,317百万円	34,307百万円
貸倒引当金繰入額	946百万円	2,276百万円
賞与引当金繰入額	322百万円	1,106百万円
ポイント引当金繰入額	869百万円	522百万円
株式報酬引当金繰入額	458百万円	60百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2018年7月1日 至2019年6月30日)	当連結会計年度 (自2019年7月1日 至2020年6月30日)
	241百万円	323百万円

3 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは下記の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都港区、大阪府大阪市	事業用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品、 ソフトウェア、その他
東京都渋谷区		のれん

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みである資産グループについて、将来の回収可能性を検討した結果、当初予想したキャッシュ・フローが見込めないため、減損損失を計上しております。また、マイケル株式会社において、株式取得時に超過収益力を前提としたのれんを計上してはいたしましたが、当初想定していた収益の達成は困難であると判断したことから減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

建物附属設備	23百万円
工具、器具及び備品	30百万円
ソフトウェア	18百万円
のれん	845百万円
その他	4百万円
合計	922百万円

(4) 資産グルーピングの方法

当社グループは、事業用資産について、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っております。また、遊休資産についてはそれぞれ個別資産ごとにグルーピングを行っております。のれんについては、原則として、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、主要な資産の経済的残存使用期間内の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	-	5,626百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	-	5,626百万円
税効果額	-	1,631百万円
その他有価証券評価差額金	-	3,995百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	334百万円	10百万円
組替調整額	-	7百万円
税効果調整前	334百万円	17百万円
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	334百万円	17百万円
その他の包括利益合計	334百万円	3,978百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	135,339,722	15,415,625	-	150,755,347
自己株式				
普通株式	-	4	2	2

- (注) 1. 2018年6月19日付で、東京証券取引所マザーズに上場したことに伴い、2018年7月19日付のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2,840,500株増加しております。
2. 2018年10月18日付の取締役会決議に基づく、当社を株式交換完全親会社とし、マイケル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、普通株式の発行済株式の総数は2018年11月8日付で392,582株増加しております。
3. 2019年1月17日付の取締役会決議に基づく、譲渡制限株式ユニット(RSU)付与制度の新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2019年2月21日付で137,185株増加しております。
4. 2019年4月12日付の取締役会決議に基づく、譲渡制限株式ユニット(RSU)付与制度の新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2019年5月15日付で165,458株増加しております。
5. 新株予約権の行使に伴い、普通株式の発行済株式の総数は11,879,900株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	150,755,347	5,395,017	-	156,150,364
自己株式				
普通株式	2	-	-	2

- (注) 1. 2019年7月30日付の取締役会決議及び2019年8月1日付の取締役会決議に基づく、譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度の新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2019年8月16日付で78,853株増加しております。
2. 2019年7月30日付の取締役会決議及び2019年8月1日付の取締役会決議に基づく、譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度の新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2019年8月23日付で322,733株増加しております。
3. 2019年9月19日付の取締役会決議に基づく、譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度の新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2019年11月15日付で91,228株増加しております。
4. 2020年1月17日付の取締役会決議に基づく、譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度の新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2020年2月15日付で60,114株増加しております。
5. 2020年4月15日付の取締役会決議に基づく、譲渡制限株式ユニット（RSU）付与制度の新株式の発行により、普通株式の発行済株式の総数は2020年5月15日付で62,849株増加しております。
6. 新株予約権の行使に伴い、普通株式の発行済株式の総数は4,779,240株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	125,578百万円	135,747百万円
有価証券勘定	5,196百万円	5,260百万円
現金及び現金同等物	130,774百万円	141,008百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当連結会計年度に株式交換により新たにマイケル株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式交換による子会社資金の受入額(純額)との関係は、次のとおりであります。

流動資産	90百万円
固定資産	3
のれん	1,179
流動負債	11
段階取得に伴う差損	47
マイケル株式会社の株式の取得価額	1,310
新規連結子会社の現金及び現金同等物	77
株式交換による当社株式の発行価額	1,310
差引：新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	77

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当連結会計年度に株式の取得により新たに株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の取得価額と株式の取得のための支出(純額)との関係は、次のとおりであります。

流動資産	2,195百万円
固定資産	2,018
流動負債	1,207
固定負債	426
非支配株主持分	991
株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの株式の取得価額	1,588
新規連結子会社の現金及び現金同等物	54
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,534

3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
株式交換による資本金増加額	560百万円	-百万円
株式交換による資本準備金増加額	560百万円	-百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
1年内	1,598百万円	2,176百万円
1年超	2,744百万円	7,280百万円
合計	4,342百万円	9,456百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余資は短期的な預金、及び安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は主に自己資金及び金融機関からの借入で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、期日管理及び残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

預け金は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、残高管理を行うことでリスクの低減に努めております。

有価証券は、資金管理規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握し保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に資金決済に関する法律に基づく法務局への供託金であり、信用リスクは僅少であります。

借入金のうち変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2 参照)。

前連結会計年度(2019年6月30日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	125,578	125,578	-
(2) 有価証券	5,196	5,196	-
(3) 売掛金	1,341		
(4) 未収入金	14,176		
貸倒引当金 1	1,083		
	14,433	14,433	-
(5) 預け金	5,383	5,383	-
(6) 投資有価証券	-	-	-
資産計	150,591	150,591	-
(7) 未払金	7,281	7,281	-
(8) 未払費用	1,081	1,081	-
(9) 未払法人税等	1,687	1,687	-
(10) 預り金	45,818	45,818	-
(11) 長期借入金 2	52,709	52,710	0
負債計	108,578	108,579	0

1 売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

2 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	135,747	135,747	-
(2) 有価証券	5,260	5,260	-
(3) 売掛金	1,119		
(4) 未収入金	15,612		
貸倒引当金 1	1,404		
	15,327	15,327	-
(5) 預け金	9,718	9,718	-
(6) 投資有価証券	5,628	5,628	-
資産計	171,681	171,681	-
(7) 未払金	16,206	16,206	-
(8) 未払費用	861	861	-
(9) 未払法人税等	1,427	1,427	-
(10) 預り金	83,954	83,954	-
(11) 長期借入金 2	52,447	52,445	2
負債計	154,896	154,894	2

- 1 売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。
- 2 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 売掛金、(4) 未収入金、(5) 預け金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 投資有価証券

時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

- (7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等、(10) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (11) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお長期借入金のうち変動金利によるものは短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 百万円)

区分	(2019年6月30日)	(2020年6月30日)
非上場株式	533	253
敷金	2,020	2,128
差入保証金	4,526	16,598

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	125,578	-	-	-
売掛金	1,341	-	-	-
未収入金	14,176	-	-	-
合計	141,095	-	-	-

当連結会計年度（2020年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	135,747	-	-	-
売掛金	1,119	-	-	-
未収入金	15,612	-	-	-
合計	152,479	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,261	900	35,398	148	15,000	-
合計	1,261	900	35,398	148	15,000	-

当連結会計年度（2020年6月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	900	35,398	1,148	15,000	-	-
合計	900	35,398	1,148	15,000	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年6月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額533百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2020年6月30日)

区分	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,628	0	5,628
合計		5,628	0	5,628

- 1 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。
- 2 非上場株式(連結貸借対照表計上額253百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(2019年6月30日)

当連結会計年度において、有価証券159百万円(その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められる株式)の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

当連結会計年度(2020年6月30日)

当連結会計年度において、有価証券204百万円(その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められる株式)の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性を考慮して減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。なお、当退職一時金制度について、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	-百万円	-百万円
子会社取得による増加	-	67
退職給付の支払額	-	-
退職給付費用	-	8
退職給付に係る負債の期末残高	-	75

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
非積立型制度の退職給付債務	-百万円	75百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	75
退職給付に係る負債	-	75
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	-	75

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 -百万円 当連結会計年度 8百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 57名	当社取締役 3名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,760,000株	普通株式 1,960,000株
付与日	2014年8月20日	2014年12月22日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2016年8月21日 至 2024年8月19日	自 2016年12月23日 至 2024年8月19日

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社子会社従業員 5名	当社従業員 92名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 784,000株	普通株式 1,007,500株
付与日	2014年12月22日	2015年2月14日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2014年12月22日 至 2024年12月22日	自 2017年2月15日 至 2024年8月19日

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 50,000株	普通株式 1,600,000株
付与日	2015年2月14日	2015年6月27日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年2月15日 至 2024年8月19日	自 2017年6月28日 至 2025年6月26日

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 当社子会社従業員 7名	当社従業員 105名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 765,000株	普通株式 1,018,500株
付与日	2015年6月27日	2015年8月22日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2015年6月27日 至 2025年6月27日	自 2017年8月23日 至 2025年8月21日

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 25,000株	普通株式 210,000株
付与日	2015年8月22日	2015年11月28日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年8月23日 至 2024年8月19日	自 2017年11月29日 至 2025年11月27日

	第18回ストック・オプション	第20回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 152名	当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 533,500株	普通株式 60,000株
付与日	2016年2月13日	2016年2月13日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年2月14日 至 2026年2月12日	自 2016年2月13日 至 2026年2月13日

	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名 当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 800,000株	普通株式 525,810株
付与日	2016年6月25日	2016年6月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年6月26日 至 2026年2月12日	自 2018年6月26日 至 2026年2月12日

	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社監査役 1名 当社従業員 268名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 40,000株	普通株式 403,950株
付与日	2016年6月25日	2016年8月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年6月26日 至 2026年2月12日	自 2018年9月1日 至 2026年8月30日

	第26回ストック・オプション	第27回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 12名	当社子会社従業員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 240,000株	普通株式 260,000株
付与日	2016年8月31日	2016年8月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年9月1日 至 2026年8月30日	自 2016年8月31日 至 2026年8月31日

	第28回ストック・オプション	第29回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名 当社子会社従業員 6名	当社従業員 1名 当社子会社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 33,000株	普通株式 138,000株
付与日	2016年12月14日	2016年12月14日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2018年12月15日 至 2026年8月30日	自 2018年12月15日 至 2026年8月30日

	第30回ストック・オプション	第31回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 353名	当社従業員 12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 323,970株	普通株式 79,250株
付与日	2017年2月24日	2017年2月24日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年2月25日 至 2027年2月23日	自 2019年2月25日 至 2027年2月23日

	第32回ストック・オプション	第33回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社子会社従業員 5名	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 122,000株	普通株式 80,000株
付与日	2017年2月24日	2017年3月11日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年2月24日 至 2027年2月24日	自 2019年3月12日 至 2027年2月23日

	第34回ストック・オプション	第35回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 449名 当社子会社従業員 1名	当社取締役 2名 当社従業員 24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 3,035,100株	普通株式 1,799,000株
付与日	2017年6月23日	2017年6月23日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年6月24日 至 2027年2月23日	自 2019年6月24日 至 2027年2月23日

	第36回ストック・オプション	第37回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社子会社従業員 21名	当社従業員 1名 当社子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,136,800株	普通株式 46,000株
付与日	2017年6月23日	2017年6月23日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2017年6月23日 至 2027年6月23日	自 2019年6月24日 至 2027年2月23日

	第38回ストック・オプション	第39回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 570名	当社従業員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 1,331,550株	普通株式 42,500株
付与日	2017年11月29日	2018年3月13日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2019年11月30日 至 2027年11月28日	自 2020年3月14日 至 2028年3月12日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2014年4月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2017年10月20日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」の新株予約権の行使の条件に記載しております。
3. 第12回、第16回及び第20回新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権発行要領に定める当社による取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (2) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、会社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。
 - (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	205,000	1,200,000
権利確定	-	-
権利行使	201,000	880,000
失効	-	-
未行使残	4,000	320,000

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	210	112,500
権利確定	-	-
権利行使	-	109,000
失効	-	-
未行使残	210	3,500

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	50,000	325,000
権利確定	-	-
権利行使	1,000	325,000
失効	-	-
未行使残	49,000	-

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	125,000
付与	-	-
失効	-	25,000
権利確定	-	100,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	53,860	56,000
権利確定	-	100,000
権利行使	50,000	135,000
失効	-	-
未行使残	3,860	21,000

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	6,250	52,500
付与	-	-
失効	-	26,250
権利確定	6,250	26,250
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	18,750	157,500
権利確定	6,250	26,250
権利行使	-	183,750
失効	-	-
未行使残	25,000	-

	第18回ストック・オプション	第20回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	1,667
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	1,667
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	91,800	2,293
権利確定	-	1,667
権利行使	74,000	3,960
失効	400	-
未行使残	17,400	-

	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	200,000	131,453
付与	-	-
失効	-	5,730
権利確定	200,000	125,723
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	600,000	206,587
権利確定	200,000	125,723
権利行使	19,600	206,580
失効	-	25,000
未行使残	780,400	100,730

	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	10,000	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	10,000	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	30,000	91,000
権利確定	10,000	-
権利行使	30,000	71,000
失効	-	400
未行使残	10,000	19,600

	第26回ストック・オプション	第27回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	100,000	17,918
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	50,000	17,500
未確定残	50,000	418
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	38,500	47,082
権利確定	50,000	17,500
権利行使	33,010	14,830
失効	-	-
未行使残	55,490	49,752

	第28回ストック・オプション	第29回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	4,125	37,125
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	2,750	24,750
未確定残	1,375	12,375
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	6,875	44,875
権利確定	2,750	24,750
権利行使	-	44,140
失効	-	-
未行使残	9,625	25,485

	第30回ストック・オプション	第31回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	25,000	20,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	12,500	10,000
未確定残	12,500	10,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	131,970	42,490
権利確定	12,500	10,000
権利行使	104,470	23,240
失効	1,350	-
未行使残	38,650	29,250

	第32回ストック・オプション	第33回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	38,752	40,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	28,750	20,000
未確定残	10,002	20,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	71,648	-
権利確定	28,750	20,000
権利行使	75,910	20,000
失効	-	-
未行使残	24,488	-

	第34回ストック・オプション	第35回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,170,000	824,250
付与	-	-
失効	90,000	107,130
権利確定	540,000	362,120
未確定残	540,000	355,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,719,600	953,250
権利確定	540,000	362,120
権利行使	686,870	395,530
失効	6,100	-
未行使残	1,566,630	919,840

	第36回ストック・オプション	第37回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	911,740	5,750
付与	-	-
失効	210	2,880
権利確定	455,780	2,870
未確定残	455,750	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	808,730	8,750
権利確定	455,780	2,870
権利行使	1,087,950	3,000
失効	10	-
未行使残	176,550	8,620

	第38回ストック・オプション	第39回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,302,000	27,500
付与	-	-
失効	52,750	-
権利確定	746,750	27,500
未確定残	502,500	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	746,750	27,500
権利行使	400	-
失効	50,700	-
未行使残	695,650	27,500

(注) 株式数に換算して記載しております。また、2014年4月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2017年10月20日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第5回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	2,085	2,256
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第9回ストック・オプション	第10回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	-	2,348
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	2,630	2,857
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第13回ストック・オプション	第14回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	20
行使時平均株価 (円)	2,665	2,321
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第15回ストック・オプション	第16回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	24
行使時平均株価 (円)	-	2,492
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第18回ストック・オプション	第20回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	2,596	2,632
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第21回ストック・オプション	第22回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	102
行使時平均株価 (円)	2,085	2,359
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第24回ストック・オプション	第25回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	102	332
行使時平均株価 (円)	2,857	2,678
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第26回ストック・オプション	第27回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	332	332
行使時平均株価 (円)	2,310	2,293
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第28回ストック・オプション	第29回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	332	332
行使時平均株価 (円)	-	2,494
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第30回ストック・オプション	第31回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)	2,591	2,559
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第32回ストック・オプション	第33回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)S	2,375	2,776
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第34回ストック・オプション	第35回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)	2,608	2,528
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第36回ストック・オプション	第37回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	353	353
行使時平均株価 (円)	2,525	2,857
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第38回ストック・オプション	第39回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	3,000	3,000
行使時平均株価 (円)	3,261	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2014年4月30日付株式分割(1株につき100株の割合)及び2017年10月20日付株式分割(1株につき10株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 17,827百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 10,864百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当連結会計年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	11,664百万円	19,687百万円
投資有価証券評価損	179百万円	221百万円
未払事業税	178百万円	75百万円
減価償却超過額	507百万円	728百万円
賞与引当金	232百万円	370百万円
貸倒引当金	346百万円	467百万円
未払費用	923百万円	384百万円
株式報酬引当金	277百万円	-百万円
ポイント引当金	266百万円	160百万円
退職給付引当金	-百万円	21百万円
税務上の税額控除繰越額	-百万円	275百万円
その他	75百万円	1,041百万円
繰延税金資産小計	14,653百万円	23,433百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	11,664百万円	19,687百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,163百万円	2,007百万円
評価性引当額小計(注)1	12,827百万円	21,694百万円
繰延税金資産合計	1,825百万円	1,739百万円
繰延税金負債との相殺	-百万円	1,631百万円
繰延税金資産の純額	1,825百万円	108百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-百万円	1,631百万円
商標権	-百万円	156百万円
その他	-百万円	34百万円
繰延税金負債合計	-百万円	1,822百万円
繰延税金資産との相殺	-百万円	1,631百万円
繰延税金負債の純額	-百万円	191百万円

(注)1. 評価性引当額は、前連結会計年度に比べ8,866百万円増加しております。これは、主に連結子会社の繰越欠損金の増加によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損金 ()	-	-	-	-	-	11,664	11,664
評価性引当額	-	-	-	-	-	11,664	11,664
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損金 ()	-	24	160	307	326	18,868	19,687
評価性引当額	-	24	160	307	326	18,868	19,687
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度においては税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

(1) 企業結合の概要

当社は、2019年7月30日付けの取締役会において、日本製鉄株式会社より株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの発行済株式の61.6%を取得することを決議し、日本製鉄株式会社と株式譲渡契約を締結し、2019年8月30日に株式取得に関する手続きが完了いたしました。

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

事業の内容

1. プロサッカー球団鹿島アントラーズの運営
2. サッカー競技及びその他のスポーツ競技会等各種催し物の企画・運営
3. サッカー競技場等のスポーツ施設の運営 等

企業結合の目的

鹿島アントラーズは1991年10月、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)参加球団のひとつとして、住友金属サッカー団を母体とし、鹿行地域をホームタウンとするチームとして発足しました。これまで国内三大タイトル(J1リーグ、Jリーグカップ、天皇杯全日本サッカー選手権大会)において最多優勝回数を誇り、2018年にはアジアでのナンバー1クラブを決めるAFCチャンピオンズリーグで優勝するなど、日本だけでなくアジアを代表するサッカークラブです。

当社は「新たな価値を生み出す世界的なマーケットプレイスを創る」をミッションとして、スマートフォン上で不要品を簡単に売買することができるフリマアプリ「メルカリ」を日本及び米国で提供しております。また、2019年2月よりスマホ決済サービス「メルペイ」のサービス提供も開始しました。

当社は鹿島アントラーズが日本から世界のトップを目指す姿勢に共感し、2017年よりスポンサーとして応援して参りましたが、このたび、当社と鹿島アントラーズとの関係をより強固にすべく、鹿島アントラーズがメルカリグループに参画することについて合意するに至りました。今後は、鹿島アントラーズの独立したクラブ運営を尊重しながら、当社が持つ経営ノウハウを活用し、ファンやサポーターの皆様に愛され、世界に挑む鹿島アントラーズの更なる発展をアントラーズファミリーとしてサポートして参ります。また、当社としても鹿島アントラーズの強いブランド力によって、当社のブランド価値の向上と、当社が運営する「メルカリ」及び「メルペイ」の更なる顧客層拡大につなげて参ります。更に、当社は鹿島アントラーズ及び鹿島アントラーズのホームタウンである鹿行地域と一体となり、地域社会・スポーツ事業の振興に貢献し、すべてのアントラーズファミリーの皆様に愛されることを目指します。

加えて、当社は株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シーの株主として、Jリーグ規約をはじめとするJリーグの諸規定及び公益財団法人日本サッカー協会が定める諸規定を遵守し、またJリーグが掲げる理念、活動方針及びJリーグ百年構想の推進のためクラブへの支援を継続して参ります。

企業結合日

2019年8月30日(みなし取得日 2019年7月31日)

企業結合の法的形式

株式取得

結合後企業の名称

株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

取得した議決権比率

企業結合日に取得した議決権比率 61.6%

なお、企業結合日後、株式を追加取得し当連結会計年度末における議決権比率は71.1%であります。

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年7月31日をみなし取得日としているため、2019年8月1日から2020年4月30日までの期間の業績を当連結会計年度の連結損益計算書に含めております。

(3) 取得原価の算定等に関する事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 1,588百万円

取得原価 1,588百万円

なお、企業結合日後、246百万円を取得原価として株式を追加取得しております。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 10百万円

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 2,195百万円

固定資産 2,018百万円

資産合計 4,213百万円

流動負債 1,207百万円

固定負債 426百万円

負債合計 1,633百万円

(6) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

のれん以外の無形固定資産に配分された金額

548百万円

主要な種類別の内訳

商標権

償却期間

20年

(7) 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 2,109百万円

営業利益 693百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。また、企業結合時に認識された商標権等が連結会計年度開始の日に発生したものととして償却額を計算しております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、マーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	米国	合計
1,512	370	1,883

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

	マーケットプレイス売上	その他	合計
外部顧客への売上高	66,301	9,973	76,275

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	米国	合計
68,484	7,791	76,275

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはマーケットプレイス関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	小泉 文明	(被所有) 直接0.83	当社取締役 社長	新株予約権の 行使(注1)	24	-	-
役員	濱田 優貴	(被所有) 直接0.56	当社取締役	新株予約権の 行使(注2)	23	-	-
役員	John Lagerling	(被所有) 直接0.06	当社取締役	新株予約権の 行使(注3)	33	-	-

(注) 1. 2013年12月27日取締役会決議及び2014年8月19日取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 2014年12月12日取締役会決議及び2015年8月21日取締役会決議並びに2016年6月24日取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

3. 2017年6月22日取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	山田 進太郎	(被所有) 直接24.10	当社 代表取締役	新株予約権の 行使(注1)	11	-	-
役員	小泉 文明	(被所有) 直接0.97	当社取締役	新株予約権の 行使(注2)	11	-	-
役員	濱田 優貴	(被所有) 直接0.65	当社取締役	新株予約権の 行使(注3)	11	-	-
役員	John Lagerling	(被所有) 直接0.16	当社取締役	新株予約権の 行使(注4)	378	-	-

(注) 1. 2014年12月12日取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

2. 2014年8月19日取締役会決議及び2014年12月12日取締役会決議並びに2016年6月24日取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

3. 2015年8月21日取締役会決議及び2016年6月24日取締役会決議並びに2017年6月22日取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

- 4 . 2017年 6 月22日取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	337.88円	222.78円
1株当たり当期純損失()	94.98円	147.86円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	13,764	22,772
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失()(百万円)	13,764	22,772
期中平均株式数(株)	144,914,800	154,017,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	<p>新株予約権の数</p> <p>個数 2,409,080個</p> <p>普通株式 12,125,300株</p> <p>譲渡制限株式ユニットの数</p> <p>ユニット数 1,200,077ユニット</p> <p>普通株式 1,200,077株</p>	<p>新株予約権の数</p> <p>個数 1,798,300個</p> <p>普通株式 6,952,150株</p> <p>譲渡制限株式ユニットの数</p> <p>ユニット数 524,223ユニット</p> <p>普通株式 524,223株</p>

(重要な後発事象)

(債権流動化)

当社は、2020年7月16日付の取締役会で、当社連結子会社において、立替払い債権の流動化を行うことを決議いたしました。

(1) 債権流動化の目的

当社の連結子会社である株式会社メルペイにおいて、同社の持つ立替払い債権の流動化を行うことで、保有資産の効率的活用及び財務基盤の強化を図るものです。

(2) 債権流動化の内容

取引先	金融機関
極度額	50,000百万円
利率	変動金利
初回実行日	2020年8月13日
契約期間	5年
その他重要な特約等	無し

(投資有価証券の売却)

当社は、保有する投資有価証券の一部を2020年7月22日に売却いたしました。これにより、翌連結会計年度に投資有価証券売却益(特別利益)を計上いたします。

(1) 投資有価証券売却の理由

保有資産の効率化および財務体質向上のため

(2) 投資有価証券売却の年月日

2020年7月22日

(3) 投資有価証券売却の内容

売却株式：当社が保有する上場有価証券1銘柄

投資有価証券売却益：6,942百万円

(4) 今後の業績への影響について

上記の投資有価証券売却益は、2021年6月期において特別利益に計上する予定です。

(取締役及び上級執行役員に対するストック・オプション(新株予約権)の発行)

当社は、2020年8月6日付の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下同じです。)に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関する議案を、2020年9月25日開催の当社第8回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

また、2020年9月25日付の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び上級執行役員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。

・ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、当社グループが挑戦を続け、中長期の企業価値の向上を実現するにあたり、「人」への投資を行ってそのパフォーマンスと貢献意欲を最大化させ、また、株主価値の増大と報酬を連動させることでより適切なりスクテイクを図ることができるようなインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役及び上級執行役員に対し新株予約権を発行いたします。

・取締役に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の取締役に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1.新株予約権の名称

株式会社メルカリ 第40回新株予約権

2.新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、当社の普通株式265,522株を上限とする。但し、第3項の定めにより新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3.新株予約権の総数

発行する新株予約権の数は265,522個とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は当社の普通株式1株とする。

4.新株予約権の割当てにあたり払い込む金額及び割当日

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、職務執行の対価として割り当てられる新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

新株予約権の割当日は2020年10月12日とする。

5.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

6.新株予約権を行使することができる期間

2023年9月25日から2030年9月24日までとする。

7.新株予約権の権利行使の条件

(1)行使条件

権利者は、以下の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、新株予約権を行使することができる。

- 1 権利者は、新株予約権の割当日から2030年9月24日に至るまでの間の特定の連続する5営業日(当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。)において、当該連続する5営業日の各日の当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)がいずれも1兆円を超過することを条件として、当該条件を満たした日の翌日以降に限り、新株予約権を行使することができる。

時価総額 = (当社の発行済普通株式総数() - 当社が保有する普通株式に係る自己株式数()) × 東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値

() いずれも、当該連続する5営業日の各日における数値とする。

- 2 権利者は、以下の各号に定める条件を満たす場合に限り、当該条件を満たした日の翌日から第6項に定める期間の満了日までの期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。以下、本項において同じ。)、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする(但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。)。なお、当該各号に基づき算出される行使可能

な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(a)当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(b)()に定める新株予約権が行使可能な期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

- () 権利者が新株予約権の割当日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること：
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - () 権利者が新株予約権の割当日から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること：
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - () 権利者が新株予約権の割当日から5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時まで、継続して、当社の取締役の地位にあること：
割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
- 3 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について第8項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- 4 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 5 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならないが、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2) 相続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権
当社の取締役	2名	265,522個

・ 上級執行役員に対して発行する新株予約権の発行要項

当社の上級執行役員に対して発行する新株予約権の発行要項は以下のとおりです。

1. 新株予約権の名称

株式会社メルカリ 第41回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権を行使することにより交付を受ける株式の総数は、当社の普通株式295,637株を上限とする。但し、第3項の定めにより新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

発行する新株予約権の数は295,637個とする。新株予約権1個あたりの目的となる株式数は当社の普通株式1株とする。

4. 新株予約権の割当てにあたり払い込む金額及び割当日

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、職務執行の対価として割り当てられる新株予約権であり、有利な条件による発行に該当しない。

新株予約権の割当日は2020年10月12日とする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金1円(以下「行使価額」という。)とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2022年6月1日から2025年12月31日までとする。

7. 新株予約権の権利行使の条件

(1)行使条件

権利者は、以下の各号に掲げる要件を全てみたす場合に限り、新株予約権を行使することができる。

1 権利者は、権利行使までの間、継続して当社の上級執行役員の地位にあることを条件として本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会が正当な理由があると特別に認めた場合はこの限りではない。

2 権利者は、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、当該各号に掲げる個数を上限として、新株予約権を行使することができるものとする。なお、当該各号に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、(a)当該端数を切り捨てた新株予約権の個数をもって当該期間に行使可能な新株予約権の個数とし、(b)()に定める期間において、それまでに切り捨てた端数の合計数を加えた新株予約権の個数をもって、当該期間において行使可能な新株予約権の個数とする。

()2022年6月1日から2022年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の1/4

()2022年12月1日から2022年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の1/8

()2023年6月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の1/8

()2023年12月1日から2023年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の1/8

()2024年6月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の1/8

()2024年12月1日から2024年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の1/8

()2025年6月1日から2025年12月31日まで
割当てを受けた新株予約権の総数の1/8

3 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は権利者について第8項各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

4 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

5 権利者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない。1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

(2)相続

新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。但し、当社が特に相続を認めた場合はこの限りでない。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	新株予約権
当社の上級執行役員	6名	295,637個

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,261	900	0.41	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	51,447	51,547	0.38	2021年7月～ 2024年6月
合計	52,709	52,447	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 変動利率のものについては、当連結会計年度末の利率を利用しております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	35,398	1,148	15,000	-

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	14,548	32,993	53,350	76,275
税金等調整前四半期(当期) 純損失() (百万円)	7,027	13,883	21,447	20,519
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失() (百万 円)	7,113	14,098	22,212	22,772
1株当たり四半期(当期)純 損失() (円)	46.79	92.32	144.82	147.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 () (円)	46.79	45.53	52.45	3.59

(注) 第3四半期連結会計期間において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第1四半期及び第2四半期の関連する四半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の数値を記載しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	83,620	58,284
売掛金	14,324	15,685
商品	6	8
前払費用	512	791
未収入金	16,491	110,334
短期貸付金	14,200	1,500
その他	25	31
貸倒引当金	2	-
流動資産合計	99,177	75,636
固定資産		
有形固定資産		
建物	617	370
工具、器具及び備品	791	675
その他	-	101
有形固定資産合計	1,408	1,146
無形固定資産		
ソフトウェア	11	97
その他	25	-
無形固定資産合計	36	97
投資その他の資産		
投資有価証券	533	5,880
関係会社株式	20,747	19,731
繰延税金資産	1,825	107
敷金	1,841	2,004
その他	1171	78
投資その他の資産合計	25,119	27,803
固定資産合計	26,564	29,047
資産合計	125,742	104,683

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	45	43
1年内返済予定の長期借入金	1,261	900
未払金	17,502	18,379
未払費用	647	412
未払法人税等	1,621	1,399
預り金	122	136
賞与引当金	636	1,292
ポイント引当金	418	136
株式報酬引当金	905	177
その他	769	1,173
流動負債合計	13,930	14,053
固定負債		
長期借入金	51,447	51,547
その他	121	197
固定負債合計	51,569	51,744
負債合計	65,500	65,798
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,110	41,440
資本剰余金		
資本準備金	40,089	41,420
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	40,089	41,420
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,957	47,971
利益剰余金合計	19,957	47,971
自己株式	0	0
株主資本合計	60,242	34,889
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	3,995
評価・換算差額等合計	-	3,995
純資産合計	60,242	38,884
負債純資産合計	125,742	104,683

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	1 46,254	1 58,744
売上原価	8,280	9,771
売上総利益	37,973	48,972
販売費及び一般管理費	1, 2 30,838	1, 2 37,316
営業利益	7,135	11,655
営業外収益		
受取利息	5	33
関係会社業務受託料	1 34	1 34
関係会社株式売却益	-	39
その他	22	24
営業外収益合計	62	132
営業外費用		
支払利息	78	208
為替差損	28	25
その他	0	2
営業外費用合計	107	237
経常利益	7,090	11,550
特別損失		
関係会社株式評価損	10,372	36,935
投資有価証券評価損	159	202
関係会社貸倒引当金繰入額	419	-
特別損失合計	10,952	37,137
税引前当期純損失()	3,861	25,587
法人税、住民税及び事業税	2,382	2,341
法人税等調整額	1,197	86
法人税等合計	1,185	2,427
当期純損失()	5,046	28,014

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 労務費		4,091	49.4	5,256	53.8
経費		4,189	50.6	4,515	46.2
当期売上原価		8,280	100.0	9,771	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
賃借料(百万円)	1,323	1,624
配送料(百万円)	1,435	1,385

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金			その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	
当期首残高	34,803	34,783	-	34,783	14,910	14,910
当期変動額						
新株の発行	5,306	5,306		5,306		
当期純損失（ ）					5,046	5,046
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
当期変動額合計	5,306	5,306	0	5,306	5,046	5,046
当期末残高	40,110	40,089	0	40,089	19,957	19,957

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	54,676	-	-	54,676
当期変動額					
新株の発行		10,612			10,612
当期純損失（ ）		5,046			5,046
自己株式の取得	0	0			0
自己株式の処分		0			0
当期変動額合計	0	5,566	-	-	5,566
当期末残高	0	60,242	-	-	60,242

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	40,110	40,089	0	40,089	19,957	19,957
当期変動額						
新株の発行	1,330	1,330		1,330		
当期純損失（ ）					28,014	28,014
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1,330	1,330	-	1,330	28,014	28,014
当期末残高	41,440	41,420	0	41,420	47,971	47,971

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	0	60,242	-	-	60,242
当期変動額					
新株の発行		2,661			2,661
当期純損失（ ）		28,014			28,014
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,995	3,995	3,995
当期変動額合計	-	25,353	3,995	3,995	21,357
当期末残高	0	34,889	3,995	3,995	38,884

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(但し、建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) ポイント引当金

ユーザに付与したポイントの使用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 株式報酬引当金

インセンティブ付与規程に基づく当社グループの従業員等への株式発行の出資財産となる金銭債務見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取利息」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。

なお、前事業年度の「受取利息」は5百万円であります。

(追加情報)

(COVID-19の影響に伴う会計上の見積りに関して)

COVID-19の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。また、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があるため、今後も注視して参ります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
短期金銭債権	15,009百万円	16,021百万円
短期金銭債務	2,984百万円	2,538百万円
長期金銭債権	170百万円	-百万円

2 偶発債務

(1) 以下の関係会社について、金融機関と締結している履行保証金保全契約及び取引先との債務に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
株式会社メルペイ	5,000百万円	38,000百万円
計	5,000百万円	38,000百万円

(2) 前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

米国子会社に関連して、親会社として当該子会社の事業を健全に管理し、当該子会社が負う債務を履行できるよう経営監督すること等を海外当局に対して誓約しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	128百万円	233百万円
営業費用	2,486百万円	7,655百万円
営業取引以外の取引による取引高	38百万円	68百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	386百万円	453百万円
のれん償却額	119百万円	-百万円
貸倒引当金繰入額	267百万円	-百万円
賞与引当金繰入額	228百万円	454百万円
株式報酬引当金繰入額	191百万円	8百万円
ポイント引当金繰入額	418百万円	136百万円
支払手数料	8,697百万円	1,220百万円
広告宣伝費	10,424百万円	11,205百万円
おおよその割合		
販売費	64%	69%
一般管理費	36%	31%

(有価証券関係)

前事業年度(2019年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額20,747百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額19,731百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 6 月30日)	当事業年度 (2020年 6 月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	161百万円	77百万円
未払費用	196百万円	141百万円
減価償却超過額	153百万円	311百万円
関係会社株式評価損	9,332百万円	20,462百万円
投資有価証券評価損	179百万円	221百万円
賞与引当金	133百万円	253百万円
株式報酬引当金	277百万円	-百万円
ポイント引当金	128百万円	41百万円
その他	67百万円	223百万円
小計	10,631百万円	21,733百万円
評価性引当額	8,806百万円	19,994百万円
繰延税金資産合計	1,825百万円	1,739百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-百万円	1,631百万円
繰延税金負債合計	-百万円	1,631百万円
繰延税金資産の純額	1,825百万円	107百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しておりません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(投資有価証券の売却)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

(子会社への増資及び資金貸付)

当社は、2020年6月18日開催の取締役会決議に基づき、次のとおり子会社の増資及び資金貸付を実行いたしました。

(1) 増資及び資金貸付の目的

運転資金の拡充

(2) 増資及び資金貸付の内容

増資

増資額	3,200百万円
実行日	2020年7月1日

資金貸付

資金貸付額	5,000百万円
実行日	2020年7月1日
利率	0.32636%
返済期限	2021年1月8日

(3) 子会社の概要

名称	株式会社メルペイ
事業内容	決済事業
資本金の額	増資後の資本金：1,700百万円

(取締役及び上級執行役員に対するストック・オプション(新株予約権)の発行)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	617	73	-	321	370	679
	工具、器具及び備品	791	240	2	353	675	724
	その他	-	168	67	-	101	-
	計	1,408	482	69	674	1,146	1,404
無形固定資産	ソフトウェア	11	95	-	9	97	-
	その他	25	69	95	-	-	-
	計	36	165	95	9	97	-

(注) 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

建物本社オフィス増床	16百万円
	メルカリステーション構築	38百万円
工具、器具及び備品パソコン	129百万円
	本社オフィス備品	39百万円
	ネットワーク機器	63百万円
ソフトウェア自社利用のソフトウェア	95百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2	-	2	-
賞与引当金	636	1,292	636	1,292
ポイント引当金	418	136	418	136
株式報酬引当金	905	177	905	177

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎年9月中
基準日	毎年6月30日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所(注2) 株主名簿管理人(注2) 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 但し事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://about.mercari.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 取扱場所及び株主名簿管理人は、2020年9月26日より三井住友信託銀行株式会社から三菱UFJ信託銀行株式会社に変更を予定しております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第7期)(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
2019年9月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年9月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第8期第1四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
2019年11月14日関東財務局長に提出。

(第8期第2四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2020年2月13日関東財務局長に提出。

(第8期第3四半期)(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)
2020年5月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年10月1日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年1月17日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年1月23日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年4月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年5月15日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年7月16日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書であります。

2020年7月22日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月25日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 知香

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫田 直樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリ及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外

事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年9月25日

株式会社メルカリ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 知香

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢部 直哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴫田 直樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メルカリの2019年7月1日から2020年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルカリの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。